





二日より、ワシントンで第一回の専門家会議を開こうということになつたわけござります。これは、協定が発効してから毎月一回やるということが原則でございましたが、まあそんなに、日米間の間でございますから、こだわることもない、そういうことは特にひんぱんに行なうことが望ましいということで、第一回の会議をワシントンで行なつたわけでござります。通産省からは牟田口審議官を中心としまして、第一線の課長三人同行しまして、そして外務省と一体になってやつたわけであります。外務省は、特に御承知の纖維協定に関しましては牛場・フランガン会談が過去にあつたわけでございまして、牛場駐米大使は、ある意味においては日米纖維の事情はよく知つておられるわけでございます。特にそういう意味で、こちらからも人を派遣をしまして、そして各条文、特に第七項の弾力条項、死にワクの活用というような七項の弾力条項、死にワクの活用というような牛場・フランガン会談で問題になりついに協定に至らなかつたもの、また衆参両院で、この第七項の弾力条項といふものはうまく活用できるのかどうか、できなければ過去の綿製品協定と同じくなるおそれがあるという、この協定の目玉条文でござりますので、こういうものを両国の間で詰めようということで、第一回の会議を行なつたわけでござります。

十月一日からスタートしておりますから、正式協定というものの調印を急ぐということよりも、日米間に協定までに誤解があつたりしては困るので、いろいろひとつ努力をして意思の疎通をはかるということがポイントだと、こう思つておるわけでありまして、一日二日のことを言ひなさんというのが、日本側の態度でございます。

○辻一彦君　どういう見通しを持っておられるかということは、一応それでわかりますが、そこで、いま御発言のありましたように、日米織維協定の了解事項の覚書では、日米相互間にも受けとめ方についてある程度の相違があつた、あるいは業界の間にも、政府の間にも、受けとめ方にいろいろな相違があつたということを承知をいたしております。そういうことを明らかにするために今度の専門家会議がアメリカで持たれたと思います。そこで、いまたまた大臣から玉条項が出たのでありますので、以下五、六点、どうしても私たちがまず質疑の前に確かめたいという点につきまして御質問をいたしたいと思います。

第七項の弾力条項でありますが、これと第六項の問題は、いわゆる死にワクをほんとうに生かすことができるか、そういう点で非常に重要な点であると思いますが、たとえば化合纖維、糸、メリヤス、ニットの生地、ニットのズボン、こういうものの契約残高というのは、基準実績、七〇年四月からことしの三月の五倍程度に、いろいろ見るとふえているというわけであります。が、こういう契約残は規制より除外をされているのかどうかということですが一つ。

第二は、第六項に、これは日本が他の国よりも利益を受けないという点で、日本は第三国に比べて実質的に不利な立場に置かれないという項目であります。が、たとえば西ドイツは、ことしの一月から七月に合化纖の纖維、糸を四億五千万平方ヤード大体出して。日本は一月から七月、こまかい数字は略しますが、同じく二億五千六百万平方ヤード、こういうふうに言われておりますが、第三国よりも不利な状況に置かれないという

ことで、西独並みのたとえ茶の輸出についても  
要求が実現できるのか、どうか。  
まず、目玉条文といふ御指摘でありますので、  
その二点についてどういうようになつてゐるか、  
お伺いをいたしたいと思います。  
**○國務大臣(田中角栄君)** 今までのものは、対  
前年度実績の五%増しというのが自主規制でござ  
ります。自主規制は総ワクで五%ということです  
が、しかし今度のものはソフトやトリ  
ガードの規定がございますので、化合織は五%，毛  
は一%というふうになつておりますので、その中  
では、今までの自主規制よりもきびしいもので  
あることは言うまでもございません。しかし、あ  
まりきびしくしますと、減るもののは一年間にうん  
と減りますし、それで、ふえるものは五%で頭打  
ちにしますので、総ワクからいたしますと対米輸  
出が減る。これは、綿製品協定で十年間余で四〇  
%減つたということです。ですから、今  
度の場合も綿製品協定のようにも減つては困るとい  
うこと、弾力的に、毎年毎年実績に見合つて両  
国がコンサルテーションを行ない、そういうものを  
協議をして、なるべく減らないように、お互い  
が理解をし、調整をいたしましようという調整事  
項を書いたわけでございます。

いかということもありますが、そういうものは、この協定の制度としては、はみ出するはどうにもならないということになりますが、そこはそれ、死にワク等がありますから、そういうものの状況を見ながら、両国でもって柔軟に何回も何回も話し合おう、これは法律をきめて、判決のようにならかせないものではないのだと、日米間の基準をきめたものだから、お互いがそういうものに対してはひとつ、前文を引用しながら話し合いをしようという柔軟性を、こちらは持っております。持つておりますが、正式なお答えとして、いままで契約をし、もうすでに出ておるものは、このワク外になるのかということになると、ワク内でござりますと、こういうお答えをする以外にはないわけでございます。

第二は、第六項の、外国との問題が比べてみて不利にならないようにというの、これはもう、この協定の精神規定であり、そういう両国の姿勢をうたつたものでございまして、西ドイツが系に対してもどうだからこれはそのとおりといふうには、解釈はできないと思います。

それはいろいろ事前に議論もしてみたわけでございますが、じゃあ、いいところばかりとりまして、中には絶対協定に応じないと、いう國も出てくるわけでございますが、そういうところでもううんと出たところのものだけ全部とつてやるなら、それはいまの自主規制の5%を上回ることもあるわけでござりますから、そういうものは、お互いに両国間の正常な貿易を確保するための協定であるという前文の精神と、六項、七項というものを全部突き合わせて、そうしてこの協定をやつたことによつて——いまだ協定を行なわないものがあります。それはEC諸国は行なつておりますが、その間の、もうすでにイニシャルを行なつた日米と、全然これから交渉案件になつておるECの問題とは違うわけでござりますから、どうも、西ドイツは系がおるから、化織

も出でるから、日本も全部はずせ、これは業界にあります。業界には強い。そこを、協定までにもつと大臣がんばりなさいということでお、私も、事務当局を督励をいたしておりますが、しかし第一の御質問の問題として、正式に、第六項の規定を前提として、西ドイツが出す系に對しては、化織に対しては、日本も化織を全部出せるのかといふと、そういう規定にはなっておらないということでございまして、これは日米間が、こんなに、ほかの国を押えることができなくておつて、日本だけ押えしきらぬじやないかといふ、声を大きくする材料にはいたしますよ、そのときはアメリカも柔軟な態勢で出なさいよ、ということは嚴重に言つてございますが、しかしながら国間協定になつておりますので、これも、初めから各国のいいところを全部とつて、これを日本がそこまでは確實に出せるのだというふうには、答弁ができないというのが実情でござります。

○辻一彦君 こまかいのは、またあと一緒に願いしたいと思います。

大体、そうでなければ私はイニシャルをしないはずでござりますから、そういう意味で綿製品協定のときとは違うということで、できれば、国会でも問題解決案もいたいたいわけでござります。しかし、そろは私が答弁した趣旨に沿つたくらい、どうも個人書簡でもいいから田中通産大臣あてによござねか、というところまで話ををしておるわけですが、よく出る輸出のワクでもつて置きかえていくといいますか、シフトといいますか、そういう点が緩和されているわけですが、今度の日米専門家会議におきまして、そういう問題が話し合われて、現実に保証されたかどうか。それからもう一つは、ある品目に輸出が集中すると協議に移す、自動的に押さえてしまうという、トリガーワードというのがあるのでですが、これが専門家会議の中でどういうようになつておられるのか。この二点を伺いたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 具体的な問題は、織維局長または出席者から答えさせますが、まあ私が国会において、この協定は綿製品協定とは違うのです、違うようにすることを両国は申し合わせてございます、こういうことを申し上げましたが、

それと同じことを向こうも考えておるようでござります。ですから、これはほんとうに意地悪くこ

うにするというのではない。ですから、前文に書いたものだから、第七項等の運用に関して、お互

いが理解ができるように、ひとつ十分意見の交換をしておきましょう。運用に對しては注意をお互

いにいたしましょう、非常にその意味では、出席

をした牟田口君も、やっぱり国会でもつて大臣が答弁をされたことは、向こうにも十分響いておる

ようでござりますと、こういうことでございま

す。

大体、そうでなければ私はイニシャルをしない

はずでござりますから、そういう意味で綿製品協

定のときとは違うということで、できれば、国会

でも問題解決案もいたいたいわけでござります。

しかし、そろは私が答弁した趣旨に沿つたくらい、どう

も個人書簡でもいいから田中通産大臣あてによござねか、というところまで話ををしておるわけですが、よく出る輸出のワクでもつて置きかえていくといいますか、シフトといいますか、そういう点が緩和されているわけですが、今度の日米専門家会議におきまして、そういう問題が話し合われて、現実に保証されたかどうか。それからもう一つは、ある品目に輸出が集中すると協議に移す、自動的に押さえてしまうという、トリガーワードといふのがあるのですが、これが専門家会議の中でどういうようになつておられるのか。この二点を伺いたいと思います。

○辻一彦君 こまかいのは、またあとと一緒に願いしたいと思います。

大体、それでなければ私はイニシャルをしないはずでござりますから、そういう意味で綿製品協定のときとは違うということで、できれば、国会でも問題解決案もいたいたいわけでござります。しかし、そろは私が答弁した趣旨に沿つたくらい、どうも個人書簡でもいいから田中通産大臣あてによござねか、というところまで話ををしておるわけですが、よく出る輸出のワクでもつて置きかえていくといいますか、シフトといいますか、そういう点が緩和されているわけですが、今度の日米専門家会議におきまして、そういう問題が話し合われて、現実に保証されたかどうか。それからもう一つは、ある品目に輸出が集中すると協議に移す、自動的に押さえてしまうという、トリガーワードといふのがあるのですが、これが専門家会議の中でどういうようになつておられるのか。この二点を伺いたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 具体的な問題は、織維

局長または出席者から答えさせますが、まあ私が

国会において、この協定は綿製品協定とは違うのです、違うようにすることを両国は申し合わせてございます、こういうことを申し上げましたが、

現実的に得られるかどうかは、さだかではござ

いませんが、書簡ぐらいいよこしたらどうですと、この書簡がないために、私が不信任案などをいただいておるわけでござりますから、それくらいのことはやつてください、それはそうでしょうな、と

いうところまでは両国で話し合いをしておるといふことございます。

これは、雰囲気をそのまま申し上げておる。ですから、書簡が来て、それが公表できるようなものになるのかどうか。これは多国間、アメリカとほかの国との交渉もいろいろありますから、私

は、お互いのこの協定の運営が、納得ができるよう運営されできれば、私は必ずしも文書にしなければならぬとも考えておりませんし、何もアメリカから「札もわなければいかぬ、こういうよ

うなことは考えてはおりませんが、しかし、そういうような霧雨氣であるということだけ申し上げておきたい、こう思います。

○高山恒雄君 関連。非常に大事な問題ですか

うなことは考えてはおりませんが、しかし、そういうような霧雨氣であるということだけ申し上げておきたい、こう思います。

○辻一彦君 いま、関連質問でも御指摘になつた

んですけど、大臣の答弁は非常に楽観的な見通しがお話を聞いておると、非常に五%というものが幅

があるように見ておられる。たとえば、ABCという三つの品目に分けまして、それが一〇〇ずつです。その一〇〇の五%が伸びると、一五%になります。いいですね。したがつて、もし流行が適切にアメリカの市場に当たつて、Aが一五五出ます。一方、Bの製品は、流行におくれたために六

〇高山恒雄君 しか出ません。そういうことになった場合、この

一五五出ました製品は、認めるのですか、認めないのでですか。この点をお聞きしたいと思いま

す。

○政府委員(佐々木敏君) 第一に、一般原則でお

りますし、これに対する具体的な折衝の方法も考

えてはおりますし、指示もしておりますが、事務

当局からお答えいたします。

○國務大臣(田中角栄君) ですから、私も書簡が

いふものを実際取りつけられる見通しはありますか。

○國務大臣(田中角栄君) ですから、私も書簡が

いふものを実際取りつけられる見通しはありますか。

○政府委員(佐々木敏君) その場合には、特掲品目でございますと、十八品目の分類に入つておる

ものでありますと、シフト率がきまつております。最高のもので、五%のほかにシフトがさらに

なならないということござります。これは間違いなく言えると思います。

○國務大臣(田中角栄君) 自主規制を行なつたのが、対前年度の総ワク五%増しでござります。今

度は、それを協定にしたいということでございま

す。協定にすると、シフト率やトリガーの規定が

入りましたので、結局一総ワクで五%以内であ

れば、あるものは百倍になつてもよろしい、しか

し、あるものは百分の一になつているなら、それは五%増しの範囲でならばいいということが自主

規制でございましたが、今度はそうではなく、シ

フト率をこまかく規定をいたしましたし、トリガーワーの規定がありますので、どうも五%以上には

しかし、これは死にワクの活用が行なわれないと、綿製品協定のようになつて、十年間に四〇%減つてしまつ。十年間に四〇%減るということは、一年間に平均四%ずつ減るということになるわけでございます。そうなるおそれがあるからこの協定には反対だと、こううるのでございますから、私はこの協定、すなわち牛場・フランガン会談を通じまして二年余もやつてきた問題でござりますが、これはもう、厳密に綿製品協定と同じく運用せられるならば、この協定はいたしません、こういうことで私はがんばってきたわけです。それによつて、これは漸減する協定ではないといつ前文を入れよう。もう一つは第七項に弾力条項を入れよう。そうすれば、綿製品協定のようになど減るものはない。こういう一つのかんぬきが入つたわけでございます。

かんぬきが入つたということはどういうことかといふと、私は、少なくとも、上限は五%増しの自主規制であつても、下は対前年度の実績を下回るということになれば、これはもう九九・九%になつても、減つたじやないかということになるわけでございますから、そうすると、少なくとも対前年度の実績というものは、綿ワクにおいて、弾力条項を運用することによって確保しなければならぬ、こういう考え方を、個人である私は持つていゐる。同時に、私とケネディ特使との間には、そういう問題になつたら困るんだぞということの意思の疎通は、はかられておるわけでございます。ですから、去年の実績と自主規制の五%増しといふ、間の五%というものをいかに大きくするかといふことが、この弾力条項を日本がいかにうまく使つたかということになるわけです。アメリカは、去年の実績は確保しても、なるべく実績に近く抑えられれば協定のメリットはあつたと、こういうふうに、利害はお互に別でございます。

そういうことであつて、私が考えるのは、私は自民党の纖維対策特別委員会の諸君にもいろいろ詰められたときに、だから、五%の中といふものでなく、被害が少なくて、これが四・五%増し

までいつたら、なるほど田中の言ふとおりであつたというふうに理解をしてもらわなければいけません。

ことは、私はやっぱり、それなりの評価はあると思います。

ギリスとは、こうしなければ防衛分担金をやりますということを、非常に明確に言つておるのであります。

たゞ、いまの段階において、アメリカはローマ会議において、ECとの関係もあつて、課徴金は全廃してもいいですと、こう言つたじゃないか。そうすると、いまの時点から考へると、それほど大きな問題じゃなかつたじゃないか、この協定でもつて対日だけの課徴金が免除され、ほかのはは甘んじて指弾を受けますけれども、受けけるだけではなくて、私もそらならないように交渉いたしました、そのときに通産大臣でなかつたらどうするか、私が行つて交渉してきますと、こういうふうに答弁しておるわけでございまして、そこらがこの協定の第六項の幅、弾力条項だと、こういうふうに理解していただく以外にないと想ひます。

○辻一彦君 時間の点がありますので、次に進みたいと思います。

これはいままでかなり論議されたことでありますので、簡単にお答えいただければいいと思ひます。

一つは、輸入課徴金の問題ですが、これはもう御存じのとおりに、ピーターソン大統領補佐官がはつきりと、纖維に対する課徴金はすべての国に免除すると、こういうふうになつておるが十月の、たしか十八日だつたと思います。で、あの協定が成立したときの大蔵の談話に、課徴金を免除するよう意向を表明さしたということが大きな成果の一つのようだ、この談話を私は読み取つたのであります。が、現在になると、これは非常に問題があるのであると思うのですが、この輸入課徴金が全部の国に免除されるようになつた場合、どういうふうにこの問題を考えておられるか、お答え願いたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) アメリカは非常に現実を基盤にいたしまして、法律の精神というよりも、違法性がなければ現実解決のために何でもやろうということで、纖維製品の対米輸出の調整金の問題を詰めておられたのか、どうなのか。そのことだけ、ひとつ簡単にお伺いしたいと思います。

それで、私の伺いたいのは、一つは、課徴金の根拠法が、六二年通商拡大法の規定で、一国に對してある品目の免除を認めるとは自動的に全世界に対する免除を意味するのだと、こういう項目があるということを御理解の上で、輸入課徴金の問題を詰めておられたのか、どうなのか。そのことだけ、ひとつ簡単にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) アメリカが、一方の手にケネディラウンド政策を推進をしながら、他方の手で輸入課徴金一〇%という、全く相反する政策をとらなければならなかつたことは、アメリカは、ECCの国は平価の調整を行なうか、米国と会議の最終の日に、ではこちらも課徴金の撤廃もやるし、そしてドル平価も切り下げるから、その場合にECCの国は平価の調整を行なうか、米国と二国間で、日本との間に行なつておると同じような経済的な調整を行なうか、行なえばやはりますと、こう言つておられるのですから、これは新聞に報道されておる現実だけを見てではなく、日本間に纖維協定をやつたと同じことをアメリカは言つておられるので、現にイタリアとは、はきものを

やるのだ、こう言つておるのです、はつきり。イギリスとは、こうしなければ防衛分担金をやりますということを、非常に明確に言つておるのであります。それと、それは、日本の平価がそのためのよも緊急銀行法をもつてやるうとしたわけでございまして、それが半年もたつと、やっぱりタイムリーにやつたのだから、ひとつ評価をいただきたいと思います。

○辻一彦君 私の時間が往復一時間しかないのと、大臣、簡単にひとつ申しわけないが答えてください。

それで、私の伺いたいのは、一つは、課徴金の根拠法が、六二年通商拡大法の規定で、一国に對してある品目の免除を認めるとは自動的に全世界に対する免除を意味するのだと、こういう項目があるということを御理解の上で、輸入課徴金の問題を詰めておられたのか、どうなのか。そのことだけ、ひとつ簡単にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) アメリカは非常に現実を基盤にいたしまして、法律の精神というよりも、違法性がなければ現実解決のために何でもやろうということで、纖維製品の対米輸出の調整金の問題を詰めておられたのか、どうなのか。そのことだけ、ひとつ簡単にお伺いしたいと思います。

私は課徴金問題いろいろやつたのですが、しかし、日本經濟閣僚会議のときには、一〇%をもう五%上げるかもしだれと言つて、その後上がりました。大統領に権限を付与して、そしてアメリカと協定をしたものに対しても一五%免除をする国もあるし、品物によつては一〇%免除する、七・五%免除する、五%免除する、五%課徴金を取りうる、こういう現実的政策をとつたわけでありますので、われわれがアメリカの政策やアメリカの法律問題いろいろ研究して、いろいろ交渉はしたのですが、アメリカの法律は

1

アメリカが運用いたします、それによつて世界の各國から非難を受けるならば、非難はアメリカが弁解いたしますと、こういうことまで言つておつたわけでござりますから、そういう間の事情を申し上げて、御理解を得たいと思ひます。

○辻一彦君 時間の点もありますので、私この問題はひとまず留保して、いま福井の例をちょっと

でいる問題、あるいは大臣の地元の新潟にもあるでしょうし、あるいは毛製品のそれぞれの生産地にもあります。こういう状況を私は見て、たいへんな状況になつていいのやないかと、こう思つたのであります。まず、こういう写真をごらんになつて、担当大臣としての御感想をひとつ伺つて、その上でこの問題に入りたいと思います。

○**国務大臣(田中角栄君)** 私も非常に悲しい思いをいたしております。特に、一体繊維の機械を買ひ上げたものをこわさなければならぬのかどうか、というところまでいま考えて、封印しただけかいんじやないか、封印しておつて、ながめておつてもこれはいいじゃないかということで、何

のを五%までに圧縮したときのものは七百五十一億、五万三千台の織機だったのです。今度わずかに五%の圧縮のものに対して、さしあたり十万台買いますと、こう言っておるものに対して、「一体どういうような要求があるか。織機の例をとると非常によくわかるんです。七十万台の保有織機のうち約三十五万台を買い上げられたい、こういう要求であります。

れども 福井には毎日 こうやって櫻をつけておちこわす音がこだましております。この中にも書いてあります、政府が買い上げた織機をスクランプ屋さんがハンマーで打ちこわす。そのそばに機屋のおやじさんがおみきを供えて、長い間がんばつてくれたと、こう言つて待つている。薄暗い電灯の横には若い織り子さんが涙ぐんでいる。こういうふうに、いま残念ながら福井では、この十一月に八千五百台の機が買い上げになり、それから三百五十四の業者、機屋さんが廃業する、こういう状況にいままつておるわけです。さらに、今年で大体二千五百人の離職者、来年の春には三

千人に福井のような小さいところでもなるだらう。そして機屋さんは、いま十一月くらいまではある程度注文を持っておりますが、来年の一月からほんと注文がない。こういう状況の中で、これからよいよ日米織維協定が実質的に動いていくわけですが、さらに影響を与えるといふことになれば、私は非常に福井県の織維業界と、いうものは、壊滅的なと言つてもいいような大きな打撃を受けるのじゃないか、こういうように思っています。

これは福井だけではなくて、福井は合化織、輸出の四五%を生産しておりますが、石川四〇%、二つで八五%を生産している。織機も全国の大体三分の一、七五%を北陸三県で持つておるというような状況であります。したがつて、今度のようないく場合には最大の被害影響というものは、私は福井、石川で受けると思いますが、しかしこれは福井、石井の問題だけでなくして、産炭地でいわゆる繩製工業が起こされて、そこでどんどん起つ

でしょうし、あるいは毛製品のそれぞれの生産地元の新潟にもあります。こういう状況を私は見て、たいへんな状況になつて、担当大臣としての御思想をひとつ伺つて、その上でこの問題に入りたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 私も非常に悲しい思いをいたしております。特に、一体繊維の機械を買上げたものをこわさなければならぬのかどうか、というところまでいま考えて、封印しただけでもいいんじゃないか、封印しておって、ながめておつてもこれはいいじゃないかということで、何か繊維局でも考えられないか、これを全部こわして、スクランブルにして確認をしなければ金は払えないということは、精神的にもどうも耐えがたいという感じでございます。それは私自身が、いま福井の問題、石川の問題、もう一つは新潟県の、私の選挙区でございますが、柄尾、見附、五泉、村松、小千谷、十日町、これらは三つの大きな产地でありますから、その実態はよくつまびらかにいたしております。おりますし、現状に対してはそういうございますが、実際的に、私は感傷的なものだけではなく、具体的に私は日本の経済の実態として考えなければならないものは冷厳に考えなければならないと思っておる。

なぜかといいますと、対米自主規制5%増しで七百五十一億というのは、これはお互い了解をして、大体理解のできる対策であったわけであります。ところがその後、先ほど申し上げたとおり、今度は二〇%、二五%減らすというんじゃないんです。対米輸出に関しては、対前年度実績と自主規制の5%の差額、まるまるいつても5%です。この5%を対象にしてわれわれは日米繊維交渉の結果と、いうものに対しても責任を負わなきやならないんだと言つておるので、それは一五%、二〇%を対象にした七百五十一億よりもはるかに大きな金を出しても、繊維の対策にはならないと言つたのです。それは、三〇%増し、四〇%増しだったも

億、五万三千台の織機だったのです。今度わずか  
5%の圧縮のものに對して、さしあたり十万台買  
いますと、こう言つておるものに対しても、一体ど  
ういうような要求があるか。織機の例をとると非  
常によくわかるんです。七十万台の保有織機のうち  
約三十五万台を買い上げられたい、こういう要  
求であります。

どういうことを意味しておるか。率直に言つ  
て、日米纖維交渉の結果といふものも確かにあり  
ますが、これがなくとも纖維はやっぱり考えなければ  
ならない状態にあつたことは事実でございま  
す。これは鉄鋼が減産のため不況カルテルの申請  
をしております。肥料がそうであります。織機が  
そうであります。石油化学もそうであります。ボ  
リエステル工業も全面的にそうであります。そ  
ういう意味で、5%とか10%とかというものでは  
なく、私自身がいまこまかく通産省に勉強さして  
おるのでございますが、私は七月の五日からそぞ  
り産業と指摘をして、全国の通産局長にもそぞ  
り指令を出しておるわけであります。米だけ  
が減反政策を行なつておるのではなく、すべての  
二次産業というものが減反政策を行なわなければ  
ならないような状態にある。大なり小なり石炭と  
同じような状態にある。特に織維は、いまの状態で  
こういう状態でありますが、これからあとはどう  
なるかと、日本の纖維がカナダやECに輸  
出されているので、ECやカナダは法律をつくつ  
てこれを押えようとしております。ところが、台  
湾や朝鮮や香港から日本への纖維輸出の問題、こ  
の場合、日本は現在のアメリカと同じ立場に立つ  
のです。中国大陸と交流を始めた場合、織維につ  
いては日本が被害を受ける立場にある。目の前に  
いるのであります。

私も昭和初年の女工哀史をずっと読んでおりま  
す。私自身も無縫の者ではない。私はそういう意  
味で、非常に真剣にこれらの問題を今まで掘り下  
げておるんですが、日米纖維交渉といふものでク  
ローズアップをされ、それに焦点を当てられて計

字を調べてみると、日米織綿交渉というものをききかけにして、大きなスクランプ・アンド・ビルド政策というもの進めなければいかぬ、そういう実態にあるということを、私はすなおに申し上げておきます。これに対する数字は全部ありますから。これはもう、五%とか一〇%とかいうものではない。半分以上スクランプ化されなければならないという状況。そういうものに対するいま対策をどうしなければいかぬかということで、私がとにかく五万三千台に対して、さしあたり十万台と言うのは、無責任な発言じやありません。そういう実態を前提にして、これはもうとにかく、これを機会に織維企業というものが、十年、十五年にまた同じ道を歩いて、さいの川原のように、積み重ねたものをまたこわす、またこわすという、代々にわたって百年間やってきたような、そういう実態から脱却しなければならぬ。そのためには通産省はどういう政策を行なわなければならぬかという、真剣な気持ちで取り組んでおるという基本的な姿勢だけ申し上げておきます。

○國務大臣(田中角栄君) それはもう、私は織維企業の実態というものが、いま申し上げておる日本織維交渉だけによるものではない、必然的なものであると思います。が、しかし、私は日本織維交渉といふような、これくらい国民的理諦を得られておる事態でありますから、これは禍を転じて福となさなければならぬ。ここでもつて思い切った救済対策を行ない、転業費や、そういうものまで徹底的にこれを機会にやりたい、こういうことをあって、救済、それから助成政策等もあわせてまいりたい。

たいと思ひます。  
で、政府の買い上げは二十五万円ということがありますね。福井県の、これは日銀の支店が調査したものによりますと、公の政府関係等から借りてゐる資金でありますが、中心に調べましたと、機一台に五十六万円借金しているというふうなのが、福井県の大体実情なんです。一台の織機に五六十六万円。そうしますと、二十五万円で買い上げたとしても、借金が全部返せない、こういふ声が非常に強いわけですよ。特に、中にはやはりこういう状況の中で仕事を変えてみようという

す。何で纖維連盟でやらなかつたんだ、やつたつて取り上げられなかつたんだと、こういふくらいのものもあるのです。

私は、ほんとうに救済政策をやるときだ、どうも纖維局だけですべてのものつくるといつても、なかなかできません。ですから、今度は私はは、労働組合からも、各政党からも、各中小企業や零細企業、全部自分が最もやつてもらいたいもの、買い上げてもらいたいもの、それから融資をしてもらいたいもの、税制上やつてもらいたいもの、そういうものを出してください、全部。と

からそれでおしまいというのではなく、大きなものがあるならば、その実態に合うような買い上げ価格にしなければならない。こういうことであって、それは画一、一律的にこだわっておらないということだけ申し上げておきます。

○辻一彦君 簡単に一言ですが、準備機について買い上げをされる意思があるのかどうか。どうなんですか。

○政府委員(佐々木敏君) 現在まだ、業界の御要望等も聞きまして検討中でありますから、結論が出ておりません。ただ、先生のおっしゃいました

私はもう一へんここでもつて、専門家ばかりでありますから申し上げますと、いま買い上げておる織維機械は、これは実際的に国際水準の機械じゃないんです、私が言うまでもなく。これは早晚、スクランプを積極的に推進しなければならない機械であって、ヨーロッパの持っている機械に比べて、国際競争力上問題があるのであります。全然性能が違う。これは日本人の低賃金とか、日本人的勤勉さによってカバーされておるにすぎない。そういうものが今日の段階においてスクランプ化が行なわれるとしたならば、これこそ眞の構造改善でもある。こういう考え方で、私自身はこれを機会に、何とか責任が果たされれば済んだというのではない、織維企業はこれから十年、十五年後に、世界の織維企業の中でどういうシェアを日本が確保して、日本がどういう位置を占めて、どういうふうに世界に売っていくか、こういうことをちゃんと計算の上の青写真を前提としたスクランプ

いう人も現実にあります。しかし、二十五万円ではどうしても借金が返せぬから、だから無理に続けるんだと、こういう方も現実に私はかなり多いと思うんですよ。

それが「一つと、もう一つは、綿の場合には、管巻機だけで大体用が足りるようですが、福井のところでは、たくさん準備機があります。たとえば、御存じのとおりでありますのが、ねん糸機、それから整経機、管巻機、下ごしらえ機、仮より機と、こういうたくさんの中備機があります。たゞ、こういうものを持つておれば、機台だけを二十五万円で買い上げたとしても、これらの準備機が何とか買い上げの対象にならなければ、実際問題としてこの政策が効をあらわさないと思いますが、時間があまりないので、ごく簡単だけつこうですが、この二つについて、まずお答えいただきたいと思います。

てもこれは第一回でもつて、一発七百五十一億をやつておいておしまいですよというような対策じゃありません。ですから、必要があれば、これは四十七年度予算に計上することは当然でございまして、これはとにかく予備費をどうしても使わなければならぬと、いうときがあれば、これは与野党の理解を得て支出をすれば、あるのでありますし、また、これが二年とか三年とか、場合によつては繊維企業として五年かかるよと――いま転換しろといつても、もう少し台湾とか朝鮮の動きや中国の動きを見ないと、どうも捨てがたい、もうからないんだが、どうしてもやつてみたいといふものもあるので、時間がかかる。だから五年かかるという正式の申し入れもある。

ですから、われわれは、いますぐやらなければならぬもの、これから三年間でやらなければならぬもの、ほんとうに五年間必要なものはひとつやうどということで、政府に対策本部をつくつ

○辻一彦君　ねん糸機と仮より機については対象として考えておるのであります。これは福井等産地の強い声であります、借金が返せるだけの買い上げをしてほしいということと、準備機もひとつ一緒に、買い上げるならば買い上げてくれと、こういうことがあります。  
それから、もう時間も迫つておりますから、ずっと並べて私質問しますから、まとめて御答弁いただければいいと思います。

一つは、やみの織機の問題も非常にむずかしいのであります、これは一体どういうようにお考えか。石川県では、工場の八〇%を監察した結果、五万三千台の中に三千七百台のやみ織機があつたということが立ち入り検査で出た。それから福井県の場合は、四十五年の十一月に三千二百三十九台、これを六百台にまで追い詰めた。しか

テシフ・アント・ヒルト政策をやろう、こういうことを考えておるのであって、これは当然国民党が理解をされて、それもみんな日米纖維交渉のワク内の問題であるというような理解が得られる範囲内であるならば、思い切った政策をかねた救済政策をやりたい。これを基本的姿勢として明らかにしておきます。

○辻一彦君　すでに具体的な救済の問題、特に過剰織機の買い上げという問題に触れられておりままでの、これについて、私具体的な質問をいたし

○国務大臣(田中角栄君)　確かに、今度のいろいろな救済政策を考えてみますときに、いままでは纖維局が中心になつて、こういうことをやりました。ういうことでございましたが、実際、纖維企業の中にもいろいろ利害は相対立をしているんです。中には、政府間交渉をやってくれたから、これまでやつと助かつたわいというものもあるんです。一年早くやつてもらえば、うちの借金は半分で済んだものを、何で一年間引つ張ったんだと、いまになつて強硬なことを言ってくる人もあるんで

て、じつくりと腰を落ちさせて、まず業界の要求は全部ひとつ一応集めよう、そして、すなおな気持ちでこれを再検討して、必要なものからやつてきこうと、こういうことになつてゐるんですから、そういう意味で、いままでのよううに織機が二十五万円といつても、それはもつと大きなものもあるでしよう。平均二十五万円というのですから、安いのは七、八万円もある。帳簿価格ゼロというのもあるし、もつと大きいものもありますから、こういうものが、二十五万円できまつてゐる

し、ほうっておけばまたふえるということになつております。ところが石川の場合でも、調査によると、三千七百台のうちに、登録申請中は八百台、それを希望するのが二千五百、態度不明四百台、こういう計数が出ておりますが、こういう問題も、やみ縫機、無登録の織機の問題も非常にむずかしい問題であります、これをどういうよう考へておられるか。

それから第二に、金融の問題に私大急ぎで入りたいと思います。で、救済金融の問題も、七百五

十一億は補正の中に入つておるのであります。三千億、だから差し引き一千二百億か千三百億出すという、そういう考え方を聞いておりますが、具体的に総ワクは一体、千二百億とか千三百億とかいわれますが、幾らを考えておられるのか。あるいは、それをどういうように配分と申しますか、分けていくのかというような問題。

それから、救済の問題の一つでありますか、ほんとうに借りたい人が借りられないということをあります。これはどういうことかといいますと、たとえ政府で千二百億のワクを出してくれても、もう下のほうでは、担保に全部入れ、そして借

庫の大事なボイントであるということ。こうした  
ように「国民金融公庫」というプリントにも出で  
おりますが、そういうような御説明を伺つております。  
しかし、中央のほうでどういう御指導をさ  
れておるかわからぬのですが、地方のほうはま  
へ参りますと、全部きちっと金融ベースにはま  
ないと、なかなかお金が借りられないという現実  
があるわけであります。金融ベースに乗らなくな  
ても借りられるには、一体どういふうにすれば  
いいのかということですね。こういうことをひと  
つ総裁のほうからもお答えを願いたい、こういふ  
ように思うわけであります。

それからもう一つ、新しい機械を買って構造改革をやつて、まあ一年据え置き十五年返済とつておりますが、福井では、三年間もしこの協定が続くということになれば、結局経営がうまくいかなくて赤字が出て、なかなか元金を返すだけの余裕がない、余力がない。そこで福井の織維業界の方々は毎日お集まりになつて、三年間であわせば、政府関係二機関の資金は三年たな上げをしてほしい、もちろん利子は払うにしても、たな上げをしてほしい、三年ということは、協定が三年であるならば、三年の間は赤字になりやすいのであるから、三年はたな上げにしてほしい、こういう強い要求を出されておるわけありますが、私は一部聞きますと、政府筋では中小企業大臣官のほう

うから、二年は、というような内閣が福井の業界のほうに流れているということを聞くのであります。三年のこの期間というものがあるならば、これは三年この救済のために元金をたな上げすべきではないかと、こういうように思うのであります。ですが、これらの点について、ひとつまとめて御答弁をお願いしたいと思います。

なお、もう一つありますが、労働省の皆さんもおいでをいただいておりますので、最後に労働者対策として、非常に倒産や、それから離職者ができます。そうなりますと、退職金を払うことができない企業が出る。それからまた賃金を払うことのできない企業が出まして、いわゆる労働債権とか

今度は、買った以上、これから手やされではかねばならないので、これをどうするかという問題があるので、そういう一つだけでもって片づかないものであります、そこらは、なに、政府はせつなくくなれば買ってくれるから買っておけということになれば、これは国民の税金を使うのに、そんなに甘く使えるはずはありません。そういう意味で、現にある機を、まだその中で全部登録しようとしている、幾らか登録して、幾らか無登録のままにしておこう、こういう業態のむずかしさからくる問題であるし、これは業界の歴史的な問題からくるものでありますので、これは慎重に検討いたしておりますので、結論はいずれにしても出したい、こう思います。

それから第二の、七百五十一億はもう全部大体うまく出ておりますし、この中で六百億の融資も、十一月で四百億以上出ましたので、これは十二月の年末までには全部出る、こういうことでございます。それから五万三千台の買い上げ、百十億に対しても、これはむるん順調に進んでおるということですござります。ただ、先ほど御指摘のように、いろいろな週刊誌などのグラビアで紹介をされて、ほんとうにいい気持ちではない、こういう問題が残っておりますが、いずれにしても予算は執行せられております。

それから四十七年度予算につきましては、いま大蔵省に折衝中でございまして、ざつくばらんに国会で御答弁申し上げておりますように、二千億、それは、私自身がこの種の問題のむづかしさを前提として考えた金でございますが、まあ対米輸出が六億ドル弱でござりますので、ラウンドな数字で申し上げると一千億でございます。一年間全部、年間五%ずつ減つていけば綿製品よりも減るわけです。四%ずつ減れば綿製品と同じくなるのです。そんなにはしませんと、こう言つてゐるのですが、いずれにしても、理由のいかん、状態のいかんを問わず、政府も国会も、この織維の教済に対して一年間の対米輸出の全額くらいのものでやれば、いかに何でも理解はいただけるだろ

う、政治というものはそういうものだといふ私の考え方にして一千億、こう言ったわけあります。これは大蔵省も、相当荒らっぽい議論であると言つておりますけれども、一千億から七百五十一億引けば、大体千二、三百億になるわけでござりますから、これは千一、三百億何とかしてくれ、その中で織機対策十万台、二百五十億は、もう私は国会で答弁しているからこれは法律だ、こういうことで大蔵省と話をしているわけですが、二百五十億の十万台に対しては、これは承知いたしましたと、これはもう予算編成前であっても、けつこうでございますと、こういうことでござりますが、そのほかに、まあその千二、三百億をどういふふうに計上できるのか、それが年度間というよりも、先ほど申し上げた業界のむずかしさであるので、ずっと後年度に、これで済むわけじゃありませんから、業界は四千八百億と、こう言つておりますし、これは三年間でやれるのか、一年間でやれるのか、二年になるのか、五年になるのか、四年になるのかというのでひとつ計算をしようと、こう言つているのでございますから、これは四十七年度予算編成の間に十分大蔵省と理解を深めてまいろう、こういうことでござります。

それから、借りたい人には金を貸さない、借りられない、これは担保やワクがないという具体的な問題でございますが、これは私のところにももうたくさんございますが、今度は工業組合とか協同組合とか企業合団体とか、こういうものがやはりだんだん出てこないと、無担保、無保証のワクをはるかにこしておつて、そうして今度出しておる法律等でもつて救済をされる、担保を持つておらなくても信用提供によつて借りられるもののそこのワクをこえる金でございますし、時借りとか、生産をするまでの間、物をかかえておる間だけつなぎたいという、つなぎ資金という問題で、これは個々にみんな違う問題でございます。これは無制限に無担保、無保証ということができるわけではないのであって、やはりおのずから限度があるわけでございます。まあ私は、四十七年度予算の

中で、どうせ予算案に計上をして、法案も提案しなければならないというようにきまつたものについては、やはりその間のつなぎ資金をどうして出すのかというので、県とか市とか、ちょうどど渦の燕でもって、三分の一に減る業態に対して何とかスクラップ・アンド・ビルトを進めていくためには、もう地方公共団体が介入せざるを得ない、ということころまでやつておりますから、いろいろな具体的な救済的な手段を考えていかなきゃならぬと思います。制度上、無制限に無担保、無保証とかいうことは、それは考えられないことであつて、ものには限界がある。その限界をどうつかむかということで、皆さんの御意見も伺いながらやつてしまりたい。これはもう無制限に、限界がない話とそういうことがあります、そういうわけには、国民の税金を使うわけにはまいりません。しかしながら、限度一ぱい、限界内の問題として効率的なことを考究してまいりたいと考えます。あと、国民金融公庫や中小企業の問題は、私が答弁した問題と同じようだと思いますが、これは具体的な立場からお答えを申し上げます。

第五点、日米協定が三年間、たな上げ三年というのは、これはまあ理論的に合う話でございまして、これは何かひとつ通産省でも知恵を出せと、こう言つておるのであります。これも全部が全部、三年間たな上げして、転業する人が三年間は転業しないでがまんしてもらうというのでは、ますます混乱するわけでありますから、何か組合とか業界が整理をして、企業合同をするものに関しては、この基準のワクに入る、いわゆるスクラップにならないビルド部分のものに対してもどうするかということは、これは、何か結論を出さなきゃならない問題だと思つて、いま検討いたしております。

最後に申し上げることは、石炭のように臨時立法を行なえということございますが、これは必要があればそういうふうになるわけでございまして、これはまあ織維業界の実態というものを通産省はどう把握するかというので、来年度の予算や、金融や、税制上どうできるかということで、

議いただいておるのはそういう趣旨の法律でござりますから、そういう意味で、何も立法を避けような氣持ちはありません。

ただ、織維の問題は、ここでお互にひとつ考えていただきたいのは、まあわれわれ子供のときから問題になつておるわけです。戦争が始まつた昭和の初年ごろは、安からう悪からう、今までよからう安からうということであつて、これはたいへんな問題だ。日米間だけではなく、日本台、日本と香港との間をどうするか。中國大陸の問題を考えるときに、避けがたい問題である。私はそういう意味で、今日これを取り上げて、これがうまく処理がでければ、長い歴史の上からすれば、早くよかつたなということになると思つるので、これは私は率直に言つて、専門家の皆さんをおられますべく、去年この問題が起つておれば、私はもう千億少なくとも、まあ出す金の千億じゃないんですが、業界の苦しみは半分で済んだとおもはります。そういう計算を、いま私は通産省ではやつているんです。無責任な発言はしておりません。私が実際そういうことを考へ、それは、石炭においても同じことが言えるわけであります。私はそういう意味で、まじめな立場で、これだけ両院において注目をされておるのでござりますし、纏め対策に関してはひとつ完ぺきだと言われるものをやりたい、こういう考え方を念のため申し上げておきます。

○参考人(澤田悌君) お答えをいたします。先ほどの御質問、金融に関しましては二点ござりますが、一つは、国民金融公庫の融資の性格と申しますが、それと窓口におきます実際のを取り扱いの弾力性の問題、手ごころということになることに関する御質問かと存じます。

御承知のように国民金融公庫の貸し付けにつきましては、市中金融機関から融資を受けることが困難な資金というのが、一つ大きい制約になつてゐる。ということは、一般的の金融ベースでは首をひねるようなものが少くないということになることに関することです。

それで、私どもの対象は、御承知のように中小企業と申しましても非常に小・零細企業の、非常にたくさんな資金需要者を相手にいたしておるわけでございまして、その二つの制約の間のぎりぎりのところを苦心をいたしまして、窓口で審査をいたすわけでございます。そのときどきの情勢によりまして、おのずとそこに弾力的な扱いが加わってございまして、くることは申しますでもございません。単純に一般原則で、安全であるとか、貸し出しが回収が確定であるとか、そういう基準では一切いたしておりませんで、現在非常に危殆に瀕している企業でくることは申しますでもございません。單純に一般も、これを貸すことによって先行き立ち直る見込みはどうか、そういうことまで掘り下げまして、実情に合うよう極力対応いたしておるような次第でござります。

それからもう一つの御質問の点は、借り入れ金の返済について、弾力的な考え方方がどのようになわれているか、というような御質問と考えておられます。ただいま問題になつております織維關係緊急融資制度、それから輸出関連緊急融資制度等によりまして、公庫は零細な資金を数多く取り扱つておりますけれども、この織維関係のもので申しますと、二年据え置き、それで期間七年でございます。ですから、現在直ちにその返済についての問題が起つて、いうわけではございませんが、将来、状況によりまして、公庫の返済は御承知のように月割りで返しております。これが実行できないというようなときには、実情によつて弾力的に対応してまいります。現に既往貸し出しにつきましては、そういう事例がかなり出ておりまして、条件の変更というものを、実情に合わせて実行いたしております。たとえば、既往貸し出しで、本年九月から十月の二ヶ月におきまして、返済の猶予を認めた事例は、全国で千三百九十件、十億円弱ござります。一例を具体的に申し



やむを得ない。来年はもつと減ると想いますが、そういう状態でございます。しかし、そのくらいのものは、平価調整のいかんによつてはすぐ飛んでしまうということありますので、これはいまの織維問題よりもはるかに大きな、もう貿易収支そのものを逆転せしむるということになります。そういう意味で非常に慎重を要する。その間ににおいては、もう通産省としてのデータは確實に出して、私たちは主張すべきは主張しよう、こう思つておるのであります。いまここで申し上げられるような、御報告できるような状態にはない。大蔵大臣をお呼びになつても、ないとさういふでござります。どうぞ御承知いただきたい。

○中尾辰義君 もう一つ、いやな質問かもしれない

せんけれども、いま自動車業界で自主規制の問題

がちらほらと出でておるのであります。それもど

うも、平価調整の面で日本の要求もアメリカにや

らなければならぬ。ですから、はつきり言います

と、自動車の自主規制をするかわりに、平価調整

のほうで、多少はひとつこちらのほうに有利にな

るようやつてもらえぬかというようなことが、

ちらほらと出ております。その辺のところ、粗漏

はなかろうと思ひますけれども、大臣のお考えを

ひとつ、この際に明らかにしてもらいたい。

○国務大臣(田中角栄君) 個別の問題と平価調整

の率の問題等を取りをしたり、交渉しておるとい

う実態には全くない。そこまでいっておらない。

もつともっと手前にある。これはアメリカ自身で

も、ドルは一切手を触れませんで、ほかの国だけ

調整しなさいと、こう言つておったわけでござ

ますから、日本は特に最も高く要求されておるよ

うな立場で、とても、いろいろな交渉をすると

か、日本が切り上げる用意がござりますとか調整

の用意がござりますというようなことは、絶対に

いまでも言つております。これは全く多国間

協定の中で、国際流動性を確保し、それから経済

の拡大基調を確保していくために、最小やむを得

ざる各国の応分の負担を行なうという基本的な発

言以外は全くしておらない。日米問においては、

○中尾辰義君 それでは輸出の問題ですが、いま

も多少話がありましたが、これは新聞にも出でてお

りますが、十一月の輸出認証額は前年同月より三

一%の急増をしておる、それから対米輸出もほぼ

三七・一というところになつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

特に、これがアメリカと私とのこれからの大仕

事になると思いますが、三七年、四〇年、ずっと

コナリー長官が来られて、日米経済閣僚会議で

も、個別にやつたということは全然ございません

。これは全くないということを申し上げておき

ます。

それから自動車は、確かに指數で見る限り大き

いのです。十一月の末で見ても、対前年比二〇〇

をこしておるわけでござりますが、これは特異な

面もあるわけであります。ビッグスリーがみな日

本に来ておりまして、アメリカと日本と共同して

自動車の開発を行なおうということになつております

まし、しかもアメリカ人の嗜好もそうなつてお

るということでありますし、特に日本は価格をう

んと引き上げております。アメリカにおける市場

価格、売り出し価格をぐんと引き上げております

。将来的にも引き上げることをちゃんと予告を

しておりますので、こんなに高い状態というものが

は、いままでのやはり港湾ストとかいろいろな問

題で、また平価調整などもあるということで、見

込み輸入というものがあつたと思うのです。す

べから、これがノーマルな状態に戻れば、私はそん

なに心配することはないだろう。こういうこと

で、アメリカ側との話し合いのときも、アメリカ

人が二台に一台、奥さん用の車は全部日本製の車

にしてくれるという意思が前提でなければそんな

ふえないと、こう言いましたら、まあそらはな

らぬからなあといふことでございまして、十二月

一ぱいくらいは、私は相当やはり数字的には伸び

ると思います。しかし、来年に入れば、正常な状

態になるような前提として値上げをしております

○%を割った数字がござりますが、十一月にはい

ま御指摘の一三一でありますから、そういう意味

では、これを伸ばすと全部一二〇以上に、二〇%

増し以上になつております。ですから、輸出の見

通しの数字は、大体考えたような数字でいつてお

るわけでござります。対米も一月から、一月の一

九、二月の一七、三月の三二、四月の三七、五月

の三九、六月の四三、七月の三五、そこで八月の

ショックになり、一八に減つたわけであります。

九月は前年同月比はとんどゼロ、これは一〇・一

六%というところになつて、この数字を主体にし

て、こういうふうに激減をするのです。こう述べ

ておつたわけですが、十月に二・七、十一月に

は三七・一という数字になつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

見ておりましても、日本というのは、日本の経済

が非常に不景氣であつてアメリカが景気上昇ぎみ

のときは、アメリカからの輸入はうんと減るわけ

です。輸出がうんとあるんです。輸出ドライブ

おりました。コナリー財務長官に対して田中通産

大臣は、対米輸出が二〇%増を上回つたら米国商

品を何でも買いましょう、このように伝えたが、

これはほんとうにそなりそうである、こういう

のが出でおりますがね。今後の輸出の、これも円

の切り上げを一〇%あるいは一二・五%、一五%

と仮定した場合の今後の輸出の減の見通し、それ

からことしと来年度の見通し、そういうことをひ

とつお伺いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) これは暦年でもつて

やつておりますから、年度間になるとまた数字が

変わつてしまります。私が申し上げたのは、一

月、二月、三月は、がんとくるんですけど、こう

言つておりますから変わつてくると思いますが、

一月から十一月までの数字によりますと、前年同

月比は全部約二〇%以上ずつ伸びております。こ

れは九月が一九・七、十月が一七・三という、二

〇%を割った数字がござりますが、十一月にはい

ま御指摘の一三一でありますから、そういう意味

では、これを伸ばすと全部一二〇以上に、二〇%

増し以上になつております。ですから、輸出の見

通しの数字は、大体考えたような数字でいつてお

るわけでござります。対米も一月から、一月の一

九、二月の一七、三月の三二、四月の三七、五月

の三九、六月の四三、七月の三五、そこで八月の

ショックになり、一八に減つたわけであります。

九月は前年同月比はとんどゼロ、これは一〇・一

六%というところになつて、この数字を主体にし

て、こういうふうに激減をするのです。こう述べ

ておつたわけですが、十月に二・七、十一月に

は三七・一という数字になつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

見ておりましても、日本というのは、日本の経済

が非常に不景氣であつてアメリカが景気上昇ぎみ

のときは、アメリカからの輸入はうんと減るわけ

です。輸出がうんとあるんです。輸出ドライブ

になりました。コナリー財務長官に対して田中通産

大臣は、対米輸出が二〇%増を上回つたら米国商

品を何でも買いましょう、このように伝えたが、

これはほんとうにそなりそうである、こういう

のが出でておりますがね。今後の輸出の、これも円

の切り上げを一〇%あるいは一二・五%、一五%

と仮定した場合の今後の輸出の減の見通し、それ

からことしと来年度の見通し、そういうことをひ

とつお伺いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) これは暦年でもつて

やつておりますから、年度間になるとまた数字が

変わつてしまります。私が申し上げたのは、一

月、二月、三月は、がんとくるんですけど、こう

言つておりますから変わつてくると思いますが、

一月から十一月までの数字によりますと、前年同

月比は全部約二〇%以上ずつ伸びております。こ

れは九月が一九・七、十月が一七・三という、二

〇%を割った数字がござりますが、十一月にはい

ま御指摘の一三一でありますから、そういう意味

では、これを伸ばすと全部一二〇以上に、二〇%

増し以上になつております。ですから、輸出の見

通しの数字は、大体考えたような数字でいつてお

るわけでござります。対米も一月から、一月の一

九、二月の一七、三月の三二、四月の三七、五月

の三九、六月の四三、七月の三五、そこで八月の

ショックになり、一八に減つたわけであります。

九月は前年同月比はとんどゼロ、これは一〇・一

六%というところになつて、この数字を主体にし

て、こういうふうに激減をするのです。こう述べ

ておつたわけですが、十月に二・七、十一月に

は三七・一という数字になつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

見ておりましても、日本というのは、日本の経済

が非常に不景氣であつてアメリカが景気上昇ぎみ

のときは、アメリカからの輸入はうんと減るわけ

です。輸出がうんとあるんです。輸出ドライブ

になりました。コナリー財務長官に対して田中通産

大臣は、対米輸出が二〇%増を上回つたら米国商

品を何でも買いましょう、このように伝えたが、

これはほんとうにそなりそうである、こういう

のが出でておりますがね。今後の輸出の、これも円

の切り上げを一〇%あるいは一二・五%、一五%

と仮定した場合の今後の輸出の減の見通し、それ

からことしと来年度の見通し、そういうことをひ

とつお伺いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) これは暦年でもつて

やつておりますから、年度間になるとまた数字が

変わつてしまります。私が申し上げたのは、一

月、二月、三月は、がんとくるんですけど、こう

言つておりますから変わつてくると思いますが、

一月から十一月までの数字によりますと、前年同

月比は全部約二〇%以上ずつ伸びております。こ

れは九月が一九・七、十月が一七・三という、二

〇%を割った数字がござりますが、十一月にはい

ま御指摘の一三一でありますから、そういう意味

では、これを伸ばすと全部一二〇以上に、二〇%

増し以上になつております。ですから、輸出の見

通しの数字は、大体考えたような数字でいつてお

るわけでござります。対米も一月から、一月の一

九、二月の一七、三月の三二、四月の三七、五月

の三九、六月の四三、七月の三五、そこで八月の

ショックになり、一八に減つたわけであります。

九月は前年同月比はとんどゼロ、これは一〇・一

六%というところになつて、この数字を主体にし

て、こういうふうに激減をするのです。こう述べ

ておつたわけですが、十月に二・七、十一月に

は三七・一という数字になつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

見ておりましても、日本というのは、日本の経済

が非常に不景氣であつてアメリカが景気上昇ぎみ

のときは、アメリカからの輸入はうんと減るわけ

です。輸出がうんとあるんです。輸出ドライブ

になりました。コナリー財務長官に対して田中通産

大臣は、対米輸出が二〇%増を上回つたら米国商

品を何でも買いましょう、このように伝えたが、

これはほんとうにそなりそうである、こういう

のが出でておりますがね。今後の輸出の、これも円

の切り上げを一〇%あるいは一二・五%、一五%

と仮定した場合の今後の輸出の減の見通し、それ

からことしと来年度の見通し、そういうことをひ

とつお伺いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) これは暦年でもつて

やつておりますから、年度間になるとまた数字が

変わつてしまります。私が申し上げたのは、一

月、二月、三月は、がんとくるんですけど、こう

言つておりますから変わつてくると思いますが、

一月から十一月までの数字によりますと、前年同

月比は全部約二〇%以上ずつ伸びております。こ

れは九月が一九・七、十月が一七・三という、二

〇%を割った数字がござりますが、十一月にはい

ま御指摘の一三一でありますから、そういう意味

では、これを伸ばすと全部一二〇以上に、二〇%

増し以上になつております。ですから、輸出の見

通しの数字は、大体考えたような数字でいつてお

るわけでござります。対米も一月から、一月の一

九、二月の一七、三月の三二、四月の三七、五月

の三九、六月の四三、七月の三五、そこで八月の

ショックになり、一八に減つたわけであります。

九月は前年同月比はとんどゼロ、これは一〇・一

六%というところになつて、この数字を主体にし

て、こういうふうに激減をするのです。こう述べ

ておつたわけですが、十月に二・七、十一月に

は三七・一という数字になつたわけでござります

が、これは港湾のストとかいろんなものがあるの

です。

見ておりましても、日本

○中尾辰義君 それじや織維の問題で若干お伺いしますが、いま辻さんのほうからも詳しくありますので、要点だけ再確認の意味で聞きたいと思います。

それで、この自主規制で六百億の融資と百五十億のいろんな買い上げの対策があつたわけですが、その点、今度の政府閣協定で、先ほどお話をありましたように、十万台の織機の買い上げ、二百五十億。それから融資の額が幾らでしたか、四千八百億。それで、まず当面の来年度はどうされるのか、この融資の問題と初年度ですね。その辺のところ、ひとつ明確にお伺いしたい。

○國務大臣(田中角栄君) 今年度の補正予算まで、御承知のとおり七百五十一億の計上をいたしましたわけでございます。まあ私はもう少し、もし、これはもしもの話でございまして、これは国会における発言でございますから慎重にせんやならないわけでございますが、ほんとうは私は、織維企業の対策が必要であるなら、年度内にでも何でも、とにかく予備費でも――予備費も、これは野党の皆さんでも、必要があれば、国会がないときあればそれがちゃんと認めてもらえるんだし、国会があれば補正をしてもらえばいいのだし、織維のために第二補正とかいうようなことを申し上げるわけじゃないんです、しかし、そのくらいの誠意のある態勢というものが必要だということとで、いずれにしてもこの七百五十一億を計上し

それから後のことから来年一ぱいというと、まあ十五カ月予算くらいになるわけですが、十五、六ヶ月の間に二千億マイナス七百五十億というものを、千二、三百億、千二百億ぐらいを何とかしてくれといふのを、いま大蔵省に対して要求しているわけです。ところが大蔵省は、そんなには使えませんよと、そんなには使えないんで、それよりも、それが四十八年度といふところまでいろいろなことをやるとそらなるかもわかりませんが、これは四十七年度に、四十六年のまん中から四十七年度で二千億も、対米貿易の全額に値するものな

ど、それは使えないですよ、というようなところが、いま折衝しておるわけです。そのほかに、なお業界は、全部入れて、四年間で四千八百億というような数字を出しておりますが、これは私は五年かかるのか、四年かかるのか、三年でいいのか、いろいろ問題はこれから業界との間に交渉をして詰めよう、こういう考え方をしておるわけですが、から全部が全部実現するかどうかわかりませんが、とにかく最大の努力を続けておるというのが実態でございます。

○中尾辰義君 それじゃ確認しますけれども、第一回は七百五十一億と。それから二百五十億の十万台の買い上げ、それから千三百億の融資ですか。その点明快にひとつ、ごまかさないで言ってください。

○國務大臣(田中角栄君) 私が申し上げるとそれは別のものとして計算をされたころに問題がございまして、それは、七百五十一億はございません。その次には私がさしあたり十万台、こう言つたものがござります。十万台。そうすると二百五十億である。そうすると、二百五十億を含めて二千億。ラウンド二千億というのはどういう数字かというと、これは積み上げた数字では必ずしもなないので。ただ通産省事務局から言うと、非常にいい数字である、大臣の勘で言う数字は積み上げると非常にいい数字であるということで、私を土台にしてやつておるわけでございまして、積み重ねて大蔵省との交渉にいつたら、その中から落とすものとか後年度に譲れるものもあるでしょうから、それはいろいろあると思いますが、ますます引けば千億の融資となることになるわけですね

ど、それは使えないですよ、というようなところ  
でいま折衝しておるわけです。そのほかに、なお業界は、全部入れて、四年間で四千八百億とい  
うような数字を出しておりますが、これは私は五年  
間かかるのか、四年間かかるのか、三年でいいの  
か、そういう問題はこれから業界との間に交渉をして詰めよう、こういう考え方をしておるわけ  
でございまして、まあ私は七百五十一億を含めて二  
千億くらいという数字を大蔵省に要求しておる。  
ですから全部が全部実現するかどうかわかりませ  
んが、とにかく最大の努力を続けておるというの  
が実態でございます。

○中尾辰義君 それじゃ確認しますけれども、第一回は七百五十一億と。それから二百五十億の十  
万台の買い上げ、それから千三百億の融資ですか。その点明快にひとつ、ごまかさないで言つ  
ください。

○国務大臣(田中角栄君) 私が申し上げるとそれ  
は別のものとして計算をされるところに問題がござ  
いまして、それは、七百五十一億はございま  
す。その次には私がさしあたり十万台、こう言つ  
たものがございます。十万台。そうすると二百五  
十億である。そうすると、二百五十億を含めて二  
千億。ラウンド二千億というのはどういう数字か  
にいふ数字である、大臣の勘で言う数字は積み上  
げると非常にいい数字であるということで、私も

が、それは融資だけでなく、その中には今度協会がありますから、そういうものを大蔵、通産でござりますから、そこで詰めて、一体、一般会計は幾らになるのか、一般会計と言つてもそれは二百五十億円をすれば、と四十七年度予算に計上するということになれば、通産省の予算が全部でもって千億ぐらいか、ないものに、産業立地で二百五十億、織維で二百五十億、とにかく五〇%増しになる。このように膨大な予算是一挙に見られないということであれば、それはもと前のほうに繰り上げて出すことを考えたらどうかということで、私も大蔵大臣を二、三年やつてきたので、まんざらしきことでありますせんから、大蔵省が予算技術上できる範囲内で、しかも織維産業に対しても万全な措置を講じられればいいという考え方で、いま私は折衝を続けておるわけでございます。

が、それは融資だけでなく、その中には今度協会をつくってそれに出資をするとか、いろいろなものがありますから、そういうものを大蔵、通産でもって詰めて、一体、一般会計は幾らになるのか、一般会計と言つてもそれは二百五十億円をばつと四十七年度予算に計上するということになりますれば、通産省の予算が全部でもつて千億ぐらいかないものに、産業立地で二百五十億、織維で二百五十億、とにかく五〇%増しになる。このようになれば、それはもとと前のほうに繰り上げて出すことを考えたらどうかということで、私も大蔵大臣を一、三年やつてきたので、まんざらしきうともありませんから、大蔵省が予算技術上できる範囲内で、しかも織維産業に対しても万全な措置を講じられればいいという考え方で、いま私は折衝を続けておるわけでござります。

○中尾辰義君 それじゃ、この織機の買い上げの件ですが、一台二十五万円、これが非常に安い、結論を言いますと、構造改善のまだ途中でもあるし、償却もしない。それから税金がかかるのでですね、これは、救済措置で買い上げたのに、これにまた大蔵省はがつちりと税金をとる。この課税対象になつてるのは、要するに二十五万円の半額ですか、半額に対して税金をかける。さらにも今度は仕事をやめる人は組合のほうに保証金を三万円ぐらい出さなければならぬ。そういうようなことがありますまして、幾らも残りがないじゃないか、

と通産省との予算編成の過程においていろいろ詰まる問題だと思います。

それで、いまの税金の問題は、これは、それが利益になつて当然利益計上すべきものであるにもかかわらず、そういうことの措置をすることによつて不当に利得を得たということであれば別ですが、そうではなく、この種のものはあるのです。家を売らなければ相続税払えない。売つたら、売つた譲渡所得にまた税金がかかる。こういうことで、実に困る例があります。ですから、これは債務を保証したために、保証人としての義務を果たすために不動産を売つて、それをそのまま全額国庫に納入される場合には、課税対象からはずされているわけです。そういうものは、やはり内容によつて違うわけで、何でもかんでもはずしてしまうというわけにいかぬと思うのです。しかし実際にいて、そういうものを半分対象にしたほうがいいのか、状態によつては全額やつたほうがいいのかという問題は、これは当然考えなければならない問題だと思う。ですから今度二百五十億、十万台をやるときに、立法が必要なのか、したほうがいいのかということになれば、そのときまでにはこの問題は結論を出そ、私も地元を見て、三十五万円のものを二十五万円で売つて、それでやつと金縁りをつけようと思っているが、あとから税金がくるときには会社がつぶれておつたらどうしますか、こういう問題がありますから、そういう問題、十分勉強したいということです。

○中尾辰義君 勉強してもらわぬと困るのですよ。とにかくこれは、織維協定は通産大臣のあなたの責任なんです。それと同時に、今後非常に景気が見通しがよくない。したがつて政府は、補正予算におきまして年内減税まで、今年の四月までさかのぼつて減税をいたしましようということですから、時勢が。とにかく所得税というものは、いくら税率がそうであろうと、もうからぬ

のまでもらおうとは思っていなといふ意味の御発言でありましたが、だから二分の一であると、それだけ所得のない人にはかかるのかといふような感じがしたわけですけれども、政府のそういうふた減税対策から見て、織維業者を救済しようと、そういうのに、こういうのをかけるということは、どうもうまくないと思うのです。筋道が通らないような感じです。だから、そういう点を今ごろ研究しておくなんていふのは、田中通産大臣らしくないと私は思うのです。やはり、その点ひとつとってももらいたいと思います。

そういうことです。ところが、こういう人たちが行くと、あなた方やみだらめだと、行きようがないと言うのです。これはほうておくわけには私はいかぬと思うのですが、その点いかがですか、そういう問題に対するところの大臣のお考えは。

○國務大臣(田中角栄君) これは全く任意で行なった組合内部の問題でございますので、政府は関知しないというのが法律的な結論でござります。ところが、無籍ものの織機はどうするかといふ、さき御質問があつたわけでござりますが、無籍ものの織機といふのは、この種の業界の問題としては長いこと問題になつておりながら、明確な結論は出ていないわけです。ですから今度は、無籍ものの織機といふのをここでどうするか、という結論を出さなければならぬ時期を迎えておる。その意味で、慎重に考究中でございますといふ前の答弁が生きてくるわけでござりますから、そこまでひとつ御理解をいただかないと。これ、明確に、やあ何でもやりますと、そういうような無責任な発言はできないわけです。ですからそれは、登録をしても登録をしなくても同じじゃないかということになつては困るのであって、これはやはり登録のないものと登録のあるものとの差は、おのずからあるわけでございますが、いつまでも同じことばかりやっておつても困るので、これをどうするのか、これを整理するときには、今度はどうする、してはいけませんよといふことにするのか、今度はどうするかといふのときに登録のものとどう差をつけるのか、何もしないで済むのかという問題がありますので、これはやはり政府は関知せず、無籍織機を組合に登録したということは全く任意な行為であつて、そこまで法律的には責任を負えないというのが、四角ばった答弁になりまして恐縮でござりますが、しかしそこは実態に即応するように、慎重に検討いたしておりますということがあるのでありますから、これをあわせてひとつ御理解をいただきたい

○中尾辰義君 私が言いたいのは、石川や福井の場合と違うわけです。これは何にも金を払っていいでしょ、組合に。こつちは六千円取られたのですから、はつきり言つたら。その辺が多少問題点が違うのであって、しかもこれを納めた人は、認定織機と称して登録織機と同じように利便を与えると、こうなっているのですよ。だから、それは組合がやつたので知らぬと言うが、それは私は監督をする立場の通産省があまり冷たいのは、うまくないと思うのですね。

○政府委員佐々木敏君 ただいま先生のお話しえのような実情につきましては、尾西の組合のみならず、一、二の組合でしておるようでございまして。私ども、法律的にはまことにまずいことあります。たゞ、組合内部の問題でいたしまして、いろいろな事業をやっておるわけでございまして、そういう関係から、無籍の織機から若干の金を取つておるということは非常にまずいわけでござりますけれども、私どもそれ以上の、これの廃止、停止等については措置ができる次第であります。たゞ、これをやつておりますからといいまして、今後の通産省の行政には関係はない、かよう考えております。

○中尾辰義君 これで終わりますけれども、あなた、最後の、通産省行政とは関係のない、ということは、これはあなた行き過ぎですよ、そういうことは。どうですか、大臣。

○政府委員佐々木敏君 無籍の問題、全体としては大臣が申しましたような措置を今後とする予定であります。ただ、お金を徴収しているのがゆえにということでもって、法律的に特別な差等を設けるということはございません。

○高山恒雄君 ほとんど意見が出ましたから、私は関連で質問したかったのですが、一つ大きなあやまちを大臣おかされたと、私は信じて疑わないのですが、この課徴金の問題の先ほどの御説明ですね、何か織維の政府間協定で課徴金が全

面的に免除されたということが、大きく国際的に利益になつておるとか、国内の今後の産業にもういうお考えは改めてほしい。国際的な問題で、あまり言わると、外へ行つて、大臣こういうことを言つているとよく聞かれますから、ひとつそも大臣の発言の中では、国際的な問題であるという立場で処理すべきだと私は思うのです。これはあまり言わると、外へ行つて、大臣こういうことはうが正しいのじゃないかと思いますので、私はこれをあえて指摘をしておきます。

それから、他産業に波及するかしないかという問題ですが、この問題について、大臣は、しないだろうという見通しを持つておられるようですが、ちょっと甘いじゃないかという気がしますが、どういう根拠があつて、ないだらうという考え方ですか。

○國務大臣(田中角榮君) まず第一番目に、織維協定というものをやつたけれども、そのかわりこういうメリットがある、私はあまりそういう論じやないのです。ですから、もしそういうふうにお聞こえになつたら、それは答弁書にはいつでも、課徴金はたいへんだつたけれども、というごとがちゃんと書いてあるからとということであつて、私は課徴金をとつたからこの協定をしたというのではない。この協定というのは、日本が不可避でやつたというところに私のウエートがあるのであつて、これは課徴金がどうだとか、そういう問題は、私自身が考えてあまり意識しておらない問題でございますから、そういう意味で、織維の政府間交渉は課徴金を取つ払つてそういう取り組みをしたと言う気はありませんから、そういうことをお感じになつておつたら、それは今度、私もそういうことを言わないようにいたします。

それから織維協定をやつしたことによつて、ほかに影響を及ぼさないのか、この種のことを要求されないのでかというと、確かに要求されないなんといふあれはないので、向こうは言つたのですから、

向こうは、自動車も電卓も電子計算機もこんなにあつておるじやないかと。それは特殊な状況であつておるので、とにかく日本の業界の輸出秩序の確立ということで当然こういう数字はノーマルなものになるのだから、現在の状態を前提として政府間協定やいろいろなものを結ぶことはできない、第一、織維だけでも三年もかかつたじやないですか、少なくとも次にいろいろなものを要求してから、そういう意味で、現実問題として、政府間協定というようなものを出してこないだらう、出してきてもなかなかまとまるものではない、という認定を申し上げておるのでございまして、それは、アメリカがヨーロッパに対し、平価調整は経済政策とワンペックだと非常に強く言つておつて、そうでなかつたら、わしのほうは課徴金を一定程度引き上げ、当分いまのままであります、こいういう強い姿勢をとつておるので、わずか一〇%のシェアしかないECでも、やはりそれに乗らざるを得なくなつておるということをございますから、やっぱり、そういうものはアメリカの日本に対する考え方としては、当然強いものが幾つかあると思いますし、これからも出てくる危険性はないとは言えないとと思うのです。

○高山恒雄君 それは私はわかつておるので、いつごろまでにできるのかという、いつごろにそれが制度化できて、その輸出の軌道に乗るのか。時間がないので。

○政府委員(佐々木敏君) そのうちの基本的なものについて協議の前段階が終わりまして、なお個の案件につきましては、なお相当期間かかるかと思います。しかし、現在、十月一日から具体的な輸出規制はいたしております。大部分のものは、従来の自主規制の方式でもつて現在いたしております。したがいまして、逐次こういった項目につきまして明確化いたした場合には、逐次その段階で新しい方式に変えていく、かような方式でやつていただきたいと思います。

○高山恒雄君 ちょっと答弁がはつきりしないのですが、総体的に終わるのはいつかということを聞きましたけれども、それはよろしい。ただ問題点は、見通しがわからぬようでありますならば、いま自主規制でやっておられる、この自主規制でいくやつておられて、超過輸出の実績になってしまふ。それでは滞貿は、最近は国内には相当ダンピングがやられておる。こういう場合が起こり得ることが一つ。もう一つは、いまの自主規制でいくと、品種別の区別があまりしてありませんから、非常に、アメリカがこの規定の中で希望しておる以上の生産をいまやつておるわけです。したがつて、それ以上の生産がある場合は来年の三月までかりにもう一ぱいの輸出になつておるからとめる、というような場合に、大きな損害を招く場合があります。したがつて、そういう場合の製品の帶貨、それからもう一つは、そういう場合の遊休なくちやならないといふ実情に対しては、政府は補償する考え方を持つておりますが。千三百億の中には、それも含まれておりますか。こういう点をつまきりして、これは大事な問題です、それは大臣、言つてくださいよ。千三百億の中にそれが入つておるのか、入っていないのか、それを言つてもらわなければ、犠牲になりつばなしじゃないか、等々につきまして……。

○國務大臣(田中角栄君) 一千一、三百億といふのはラウンドの数字でございまして、まだ中身はきまつておらないわけです。いま纖維局にいろいろなものを持ち込まれてきて、纖維局もその中で必要なもの、これはもうどうしてもやらなければいけぬという、技術的に考えて役所でも当然だというものは、すぐ大蔵省に持ち込んでいるわけですから、そういうことでもって詰めて、十二月末までにはきちっとしたものを作らう。それからみ出したものは、また次の機会に考えようという、非常に柔軟な、合理的なことを考えていくわけです。

いまのようなもの、これは、これから起こつくる業界の非常に専門的な問題でして、そういうものが出てきた場合には、それをコンサルテーション等で、まあそんなことを言つたところで、これからまた先にこういうものが減つていいくでしょうから、これはひとつやがて、後年度とあわせながら調整をしよう、というためには、この第七項の弾力条項というのは非常に、私は今までのものと違つて、日米間で非常にぎくしゃくしないようやつていて、こう思うのです。ただ、まあ業界に頼んでやつておるわけですから、實際は、これはもう全部通産省の役人がやるわけにいかぬのですから、いままでどおりやりやらざるを得ないわけです。だから、それだけでうまくもいつており、それだけに業界でも、自分で通産省の役人になつたようなつもりで一年間を見直す——専門家ですから、通産省の纖維局よりもずっと専門家がやつておる仕事ですから、そういう意味では、ちゃんとこの協定でバランスというのを見ながら、実態を見ながら、通産省がしかものを見ながら、調整しながら、うまく出していくくださいよ、そして、その中で少し出たり入ったりするものは現実的に起りますから、それはむずかしい問題ですから。ですから、それでなくとも

お起こつてくる現象に対してもうするかといふことは、いま、千億とか一二、三百億の中に入つてゐるとか、入つていないとかいうほど、具体的には固まつておらぬわけですから、そういうものが出了場合には、それをどういうふうにして救済をするか、どういうふうにして調整をするか、その後に予算的な措置をしなければならぬのか、そういう問題は、業界と通産省でもうほんとうに一体になって、國益を守るために、もう業界と通産省はほんとうに一体にならなければ國益を守れない仕事でありますから、そういう意味でこん然一体となって、その実態に合うような措置をとつていこうと、うることでござりますから、あんまり織機が、うんと製作をしたら仕事は全部手あきになつたというようなことがないよう、そういうことにはならないと思いますし、十分そういうことも事前に調整をしてまいろうということでございます。ですから、これは款項目の中に入つております、これは融資です、これは一般会計です、というほど具体的になつてゐる問題ではないということを申し上げておきます。

○高山恒雄君 繊維の犠牲というの、もうどんどん出ておるんですよ、通産大臣。まあ福井にありますけれども、そこは縫製並びにメリヤス、織物、染色ですね。ところが、紡機という問題はもう現実に起つておるので、これは、かりに買い上げるとしますか。買い上げただけでは、もうどうにもならないのです。したがつて、これらは、いつま生産計画の中で仕掛かりから何から一切含めますと、少なくとも商品別規制ということになりますと、多くの犠牲が出てくる。それは、かつて私が陳情に行つたときも腹をくくつてもらわないといかぬと思ひますが、買い上げる以外にないとおっしゃつたが、これは公式の席上で、ほんとうに買い上げてやるといふので、こまかい問題はございましょう。けれども、アメリカと政府間協定をしたために起つてくる

過剰生産、滯販、これは商社もあります、これはまあ買い上げざるを得ない。そうして政府が、後進国なら後進国、あるいは目下事変の起こつておる国へ救済品として出すとか、大臣は一応そういうことをお考えになつたんじゃないですか。その点をはつきり言つていただきたいんですね。  
○國務大臣（田中角栄君）中小紡についての問題でござりますが、紡績機械も買い上げる対象にしたいといま考えております。  
それから、まあこれはいまなかなか予想できなことですございますが、やはり品物がストックしたり、そういうものが出てくるわけです。その場合は、今度はひとつ業界とも十分連絡をするが、連絡調整をしても余るものもあるし、どうしても滞貿融資をしなければならぬものもある。滯貿融資だけではなく、それは買ってやらなければいかぬものもあります。そういう意味で、この間私も非常に主張をして、フィリピンに対する商品援助の額をふやしたい、また、いまもそういう考え方を進めておるわけであります。ですから、商品援助に向くようなものを、やはりつくるときにアメリカ向けだけでつくられちゃかなわないんで、この間もちょっと私はある人と話してみたら、これは余っているんだから半分でどうですかといふことで、すぐ商売人のにたたかれたんじゃ、国民の税金をむだにできませんから、いろいろなことはございますが、やはり、今まで対象としておつたもの以外に、商品援助に使うとか、救済に使うとか、これはやはり別にシェアを開拓していく、そういうこともあります、やはり、いままで対象としておつた私が先ほどちょっと申し上げたのは、協会などで買い上げるようなことができないか、そうすれば、政府の出資金等も必要になりますし、ということで、正確にまとまっておるわけではないんです。ともかく、省議できまつてこういう状態でございますというのではありますんが、対策としてやつておる中に、そういう状態に対する対応策の一つとしても、いろいろな状態を想定をして考究

○高山恒雄君 したがつて、まだ、それは買ひ上げますとはおっしゃらないんですが、これはひとつ買い上げてもらいたいと、私は希望を申し上げております。大臣は、答弁になると、そういうことになるとお逃げになるんですね、それで非常に困ると思う。

そこで、大臣に私もこれはちょっと確認をしておきたいんですが、十万台の二百五十億、これは三十五万にするか、二十五万にするか別にいたしまして、私は三十五万円で買い上げてやるべきだ、だ、税金も免除するような方法をとるべきだ、こういう意見も強く要望しておきます。

したがつて、追加分として一千三百億、一千一百五十億ですか、この中にいろいろな問題がござりますが、たとえば輸出縫製、これは全く中小企業、零細ですね、大体七十五億ぐらいの希望意見を出してはいるようですが、これは御承知のように、通産省としてもこういう実例があるわけですね。この七十五億という希望は、いままでの設備を遊休するとか、そういう損失の補償をこれは言つておるわけですね。ところが、機械買ひ上げも何もないわけです、これは。それからいま縫製産業も、プレスから一切含めますと、一台で一千数百万円の機械はたくさんあるわけです。何の対象にもなつていません。そういうこともひとつ反省を入れて、今後は企業として、たとえば裁断機を中心にして、縫製機が何台あるか、ミシンが何台あるか、あるいはプレスが何台あって、どのくらいの規模になるかということを算出すれば、ちゃんと出せるのですよ。染色加工と一緒にですよ。それをやっても、今度の場合は、もし閉鎖しなくてお見えになつておるのか。これこそ、全く私は中

小企業の中でも零細だと思っている。大体平均して三十人前後、しかし、かなりのやはりプレスも入れております。この点ひとつお聞きしたい。

○國務大臣(田中角榮君) 輸出縫製のミシン等も買い上げの対象にいたしたいということを考えておりますし、特に縫製は産炭地等に進出企業として進出をして出てもらつて、あとすぐこういうことになつたということになれば、たいへんな困難な状態でござりますから、こういうものにまで必ず手が届くような配慮をすべきであるという考え方でございまして、実態の把握と、だから、こういう問題に対しては、縫製業者の代表にも、実態を政府がつかめるよう纏維局にいろいろな問題を申し出されたいということで、いま纏維局は、いままでの役所としてはめずらしいほど、何でも持つてきてください、持つてきて、ひとつ実態をきかめてから適切な処方せんを書きますと、こういうことを言っておるわけですから、そんなに、今までのようないくつかの立場だけでもって考えて、そういうものは知りませんというような態度をとつておらないということで、ひとつ御理解をいただきたい。

○高山恒雄君 これで、時間が多くありませんから申し上げませんが、さつき、やみ縫機の問題が出来ましたが、五千円は安いほうです、これはしかし、これは組合のいろいろなお世話にならなくちゃならない日本の経済機構でございますから、法律がきまつても組合外においては何の仕事もできないというのが今日の現状なんです。そこに追い込まれて、組合はまたそのめんどうを見る限りにおいては、ある程度補償をしてくれなければやれぬというのは、これはまたやむを得ない処置であったと思うのですよ。

なお、大臣が先ほど御答弁なさったように、もしこの協定が一年前、二年前に行なわれておったら、これはもつと軽くて済んだのじゃないかと、こうおっしゃっていますけれども品種別が問題である。いかにこれは困難かということが、ちょっと認識を新たにしていたかないといふと、政府がいま

だにまだこれを区別することができない。二十人  
軍が進駐しておったとき、原綿の割り当てをして  
て生産割り当てしたのと一緒にあります。アメリカ  
のために生産割り当てを食うのですよ、大臣。  
しかし私は、三年して協議するということを大臣は  
言っておられますけれども、五年やらざるを得な  
いでしょう。

そこへ持ってきて、日本はもう一つ大きな打撃  
を受けている。それは、後進国の韓国、台湾、香  
港の規制です。朝鮮へはほとんど出ません。現  
状のままですよ。いまや日本の企業で何十億かけ  
て十トン生産をやっておる化学繊維は、もたない  
ですよ、少なくとも日産三十トンの生産をしなけ  
れば。こういうことを自然の流れの中でやらせた  
というならいいけれども、突然やろうとするので  
すからね。一千億や二千億で事が済むという考え方  
では、私は多くの犠牲が出ると考へてもらいた  
い。これは、全織同盟なんか二十万人と言つてお  
りますがね。これはもう当然だと私も考へております  
が、あまりにも実態がわれわれにはわかるため  
に。それで、先ほど申しましたように、現実はど  
うかというと、もう、一万錘くらいの化合繊紡績  
が、十二月までの割り当てはありますけれども、  
それから先の割り当てはわからないのですよ。一  
月からの割り当てはわからないですよ。閉鎖する  
のか、綿をくれて糸を紡ぐことができるのかと、  
こういう実態。この点をひとつ深く政府側として  
は認識の上に立って、私はこの予算措置について  
は万全を期してもらいたい。

したがつて、初年度の予算が一千三百億でもよ  
ろしいが、これから追加ですね、いままでき  
まつたのは七百五十一億、そのほかに二百五十  
億、さらに一千三百億ですね、それだけの金を  
やっぱり初年度は組んで、次の年度もやっぱり救  
濟をするということで、はじめて大臣が言われ  
る、今日日本の繊維は、後進国追い上げ、先進  
国のつまり貿易開発地域の秩序 こういうことを  
守らうとするならば、やらくちやいかぬのだと

言われる、その趣旨には、私は来るところに来なという感じはしている。ただし、極端にきめどころに問題がある。でありますから、私は先ほどやみ織機の問題が出来ましたが、これは実際問題として同格というわけにはいかぬかもしませんけれども、大臣の言われたが、何かの処置で、大臣の理想とされる織維生産秩序と貿易秩序を確立するために、何かの形でやみ織機の問題が出来ましたが、これは実際問題として同格というわけにはいかぬかもしませんけれども、大臣の言われたが、何かの処置で、大臣の理想とされる織維生産秩序と貿易秩序を確立するために、何かの形でやみ織機の問題が出来ましたが、これは實問と意見も含めます、それからもう一つ、これは質問と意見も含めますが、実は、五月の二十四日の閣僚会議で、この纖維自主規制に対する対策としての特別融資という処置をとられました。ところが、これが十月の中旬になつてもまだ地方にはおりてないのです。いま、この法律もやつぱりそういうことになると思いますが、十月の四日の地方県会あたりでやつぱりそのものが実情です。ところが、先ほども申しましたように、一方、紡機等においてはもう直ちに響いてきた。こういう点を考えていただきたいと思いますが、非常に重要な時期だと私は考えておりますので、こういう点もひとつ政府としてお考え願いたい、こう思つております。どうかひとつ、私の希望意見もございましたが、そういう点に対して、政府はほんとうにえりを正しながらやつていただけるのかどうか、御答弁願いたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) 時を移さず迅速なる措置を必要といたすということは、もう御指摘のとおりでございまして、確実に施策が実行できるようにつとめてまいります。

それから、予算やその他の施策に対しても万全の態勢をとるし、それはほんとうに私もそう思つております。これは私は、織維というものが日米間でそういう問題になりましたが、これはやっぱりほかの産業の秩序保持のために頂門の一針になつたと思うのです。そういう意味で一つの先駆として道を開いたものである。それだけに政府が、ちゃんとしなければならないものだと思っております。同時に、まあ百年の歴史の中で織維の

持った地位というものは非常に大きいと思いま  
す。戦後、自由な貿易を拡大して、日本の貿易収支や国際収支の基礎をつくったものも纖維である。だからやつぱり、石炭が戦後のほんとうに経済再建の基礎をなしたものであるということです。石炭に対して特別の対策がとられたと同じように、纖維に対して私はやはり合理的な、また万全な対策をとるべきであると、こういう考え方を前提にいたしておるわけでございます。ですから、まあ、政府も一生懸命でやりますが、野党の皆さんも、あなた方は非常に、私よりもはるかに専門家であり、纖維業界に対しては説得力があるわけであります。そういう意味では、先ほど非常にいふことを言われたと思いますが、これは一つの時を迎えておると、避けがたい段階だったと思いま  
す。ですからそれは、そのがたんときたというや  
り方も、なだらかにもつと誘導しなければならなか  
かったということは考えられますが、ただ、避け  
がたい一つの時代であつたことは、私は事実だと  
思う。

それは、新潟県の燕というところに洋食器があ  
るのです。これは二千五百万ダースから二千七百  
万ダースくらい、つくれるんです。実績は千九百  
万ダースから千九百五十万ダースあるのです。こ  
れを、九百万ダースに自主規制を要求した。私は  
自民党的幹事長でございましたが、あらゆる手を  
使ってアメリカ側と折衝したわけであります。友  
人代議士にアメリカに行つてもらつたりして、通  
産省の協力を得まして、さんざんやついていただ  
いた。それでもうアメリカの駐米大使館は、だめで  
すと言つるもので、九百万ダースできめたいとい  
うときに、私が一腰入れて千百万ダースまで上げた  
んです。話半分できめて、日本の友好は確保でき  
るか、とやつたんです。ところが、それをやつて  
みても、やはり六割、七割というものが遊休にな  
つて、非常に困つておるのであります。私自身も、こ  
れは私の選挙区じやありません、ありませんが、  
まあ纖維もこんなになつちや困るということが、  
私の纖維に対して踏み切る一つのきつかずでも

なったわけであります。そういう意味で、政府も一生懸命でやります。だから、やはり織維企業が、円満な合理的な整理をスクラップといふことばを使いたくなかったわけではありませんが、私は七月に通産大臣に就任すると同時に、正式な当委員会で、スクラップも考えざるを得ないかもわかりません、ということを申し上げたわけでございますが、そういう意味で、ひとつ政府も懸命なる努力を続けるだけに、ひとつ皆さんの御理解も特に得たい、こう思います。

○高山恒雄君 労働省にちょっとと聞きたいのですがね。大体もう現実に起つておる問題ですが、職業訓練の場合ですね、これを拡大したいという先ほど答弁もございました。ところが、たとえばそれは広域的なことを考えておるのか、あるいは地域的なことに求めておるのか、この点をひとつまずお聞きしたい。

○説明員(山口政治君) 職業訓練につきましては、地元で訓練することもできますし、それからまた広域的にやりまして、総合訓練校におきまして、寄宿舎その他ございますので、いずれにおいてもできるよう考えております。

○高山恒雄君 それでしたら、実際問題として広域的な職業訓練というのをやはり主体にしてやっていかないと、たとえば、私は現実を見てきたんですが、男子の方、平均年齢三十二歳なら三十二歳としますか。百人やめたのです。地域では職業訓練所にはいれませんよ。これは皆さんは両方考えておるとおっしゃるけれども、現実にもう、そういうのがあらわれています。ある染色会社ですが、二百人の構成員であったのが、女性が半数、男子が半数で、そして百人の人間を職業訓練所に入れようとしたら、なかなかこれは入る余裕がございません。指導者も足りません。それともう一つは、日本の経済情勢が、ドル・ショック以来あらゆる問題で、どの産業も非常に不安定な状態のために、職業訓練を受ける以外にないのだ、こういふ観念に労働者が立つております。一二年、

何とかいまの失業保険をもつてゐる間に、あるいはまた自分でひとつ考へて、自動車の教習所に入つて運転だけでも免許をとりたい、こういふ考えが個人的にやつぱり出るわけです。そうなると、補償は打ち切つちやう。職業訓練所に入つておるとそれだけの補償がもらえるけれども、個人で自分がもらつた退職金の中からみずからやつとすると、それが打ち切られる。こういう問題はどうなつておるのでか、その点ひとつお聞かせ願いたいと思う。広域の問題と。

○説明員(山口政治君) 広域の問題につきましては、御質問のとおり、われわれのほうといたしまして、できるだけ広域にも受け入れる体制でやつてまいりますし、またできるような状態になつておりますので、希望に応じましてそれを進めてまいりたいと思います。

それから地元で訓練を受ける体制でございますが、これにつきましては、できるだけ訓練手当等を出しまして、失業保険金を受けた後も訓練手当を出して、訓練することを進めております。

それからまた、先ほど申しました短期的の自動車の委託等につきましても、速成訓練あるいはま

た委託訓練等をやることになつておりますので、こ

れらにつきましても、これらの問題と関連しまし

て、現在、積極的に地方のほうにそういうことを進めようとしております。

○高山恒雄君 委託訓練を受ける場合とか、訓練

設備の中での訓練を受ける場合には、あなたのおっしゃるように、ある程度の費用を負担してやつておるわけです。ところが、そこにはいらない、設備がないからそれ以上はいらないというのがあるわけだね。隣の市ではあいておるかもしませんが、あなたのほうは広域的な考え方を持つておると言われるけれども、実際そのなわ張りというものは、そんなことはないのだと言明されるのかどうかですね。実情はなかなか、なわ張りもあるようだ。したがつて、行けないために、本人らが自主的に運転技術を身につけておきたい、万一一の

ため。そうした場合は何の補償も、むしろ補償をくれておつたものを取つてしまふ、こういう傾向なんだが、これはどうなるのだということを聞く

こと。

○説明員(山口政治君)

そういう問題に対しまし

ては、ワクの拡大を——現在の訓練校におきまし

ては、中高年等を中心とする能力再開発訓練とし

ましては、若干の施設の余裕がございます。しか

し御指摘のよう、必ずしもそれが全部アベレー

ジになつてゐるわけではないという事情もござい

ます。したがいまして、そこでできない場合はよ

そなほうに行つてやるというような体制を整えて

まいりますし、またできるようないふうにござい

りますので、希望に応じましてそれを進めてま

りたいと思います。

○高山恒雄君 地元で訓練を受ける体制でございま

が、これにつきましては、できるだけ訓練手当等

を出しまして、失業保険金を受けた後も訓練手当

を出して、訓練することを進めております。

○高山恒雄君 通達を出しておきますか。

○説明員(山口政治君) 通達を近く出すことに

なつております。

○高山恒雄君 通達を近く出すことに

なつております。

○説明員(山口政治君) 他に御発言がなければ、

本調査に対する本日の質疑はこの程度にいたしま

す。

午後二時再開することとし、これにて休憩いた

します。

午後一時二十九分休憩

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

◆◆◆

一八

ことを予想されておると思いますが、言うまでもなく、世界経済もきわめて流動的で、大きな変動期に立つておると思いますが、大臣として、ドルショックから一応立ち直って、そして安定すると、いう時期をいつごろになると、想定といいますか、予想されておられるか。むづかしい問題と思

○國務大臣(田中角榮君) この御提案、御審議い

題ではなく、新しく起った事態に対処する応急的な特別法でございますので、これを五年も十年もというわけにはまいらないと思います。しかし、半年か一年で一体効果が發揮できるのかといふことになると、経済問題は非常に複雑多岐にわかつておりますので、まして国際的な影響によって起る現象が非常に大きくなつておる相手のある話でありますので、できるだけ短いことが望ましいわけでございますが、どうも一年二年といふわけにはいかない、その効果が考えられないということでお、まあ三年ということにしたわけがあります。三年以上ということになると、これはもう、三年も五年もそんな状態をほりつておくのかということになりますので、法律は、もうでき込んだう早くノーマルな大綱を召来すべく、それを

目途いたしておるわけでござります。

中小企業の問題 私は率直に申し上げて、二年間でこの法律が要らなくなつても、理想的な日本の中企業対策というものはほんとうにできるかどうかということになると、この点、明言はできぬないということでございまして、世界に例のないこと、特殊な中小企業、零細企業でございますので、これはやっぱり相当積極的な施策を行なう必

要がある。こと、考えておりません。  
○林虎雄君 この法律案は、ドル・ショックを直  
接または間接に受けた中小企業対策と理解いたし  
ますが、今回のドルショックは、この対象からはず  
れるであります。中小企業あるいはその労働者、一般  
国民、これは全体が次第に影響を受けてくるもの  
であらうと思ひます。したがつて、この法律案の

内容、説明等を見ますと、かなり業種なりあるいは产地なりの認定のほか、対象についても彈力的な考え方を持つていいように見受けたわけです。が、この認定といいますか、指定といいますか、この場合に、私はかなり思い切って幅を広めた解釈によつて、そしてこの法律の対象になりがたいような零細企業もありましようし、小売り業者等も広範な層もありますが、これを、直接「ドル・ノヨウ」でなく、「販売」でなく「販売」にしてしまつたのです。

影響を受けることは今後予想されるわけでありますが、こうした対象外になるおそれのあるものに対して、この法律はどの程度に適用といいますか、拡大解釈といいますか、できるかどうか、大臣のお考へを承りたい。

小企業者に対する緊急措置といふことは、本法が国際経済上の調整措置に伴つて影響を受ける輸出部門に連中小企業者に対する緊急措置といふことから、これまでに見えてゐるところによると、

○林虎雄君　とにかく、ドル・ショックによつて、直接間接でない、ものまでもショックを受けてゐるのですからそこには障害があるわけでござります

いることは事実なんです。ですから、この法律が成立しても、他の面においても十分に零細企業等に対しても対策が考えられていかなければならぬと思います。

次に、ドル・ショックは、いわばアメリカの御都合主義といいますか、政治・経済政策の行き過ぎによりましてこうなったものであろうと思ふります。いわばブレトン・ウッズ体制の破綻と申しますようか、アメリカのIMF取りきめの違反であるとか、あるいは基軸通貨の特権を乱用したことに対する対外政策、あるいはこれに追随した現在の日本です。

の佐藤内閣の経済政策が今日の混乱を招いたものである。つまり、アメリカを信頼し、アメリカに追随し過ぎたというところにもその原因はあるらうと思うのであります。そしてわが国は、いわゆる政府の輸出競争力の拡大強化、あるいは価格競争の面にのみ力を入れて、輸出産業育成という面倒的な近代化を中心としたところに原因があるよう感じるのであります。

それは、大企業が下請け企業の立派な立派な

られて、その犠牲の上に今日の貿易の拡大があり、またそれは、今日のドル・ショックによつて中小企業は全く行き詰まりを招いている、いわば政府の中小企業政策の破綻であると、少し言い過ぎかどうかしりませんが、そのように思います。したがつて、従来どつてきたいわゆる輸出競争力の拡大というような、こうした考え方を改めて、従来のわが国の経済政策というもの的基本といふものを、抜本的に転換する時期に迫られておるのではないかといふに思いますが、大臣のお考えを伺いたい。

は、変わつておらないわけでございます。百年以前、九〇%以上という一次産業比率の中から、百年の歴史の中に今日の日本が成長してまいつたわけですね。そつと日本分つてあります。そつと日本分つてあります。

ならないわけでござります。しかし、この百年の中には、戦争という大きなマイナス面もございまして、また、まあ今日、少し行き過ぎたという面からそれをノーマルな状態に引き戻す過程における混乱も起つたわけでございまして、まあそれなりに評価もすると同時に、改めるところは改めていいわけなければならない、こう思うわけでござります。

しかも、そのもとをなしたものは何かと言ふと、これは輸出唯一であります。膨大な原材料などを海外から輸入してくる。それに国民的英知を加えて輸出したことによつて、百年の国民所得が増大をしてしまひたわけでありまして、それ以前に、日本で原材料のあるものを輸出をしたり何をやつて日本は國力が大きくなつたわけではないわざでございます。ですから、原材料のある国と、たゞ日本がハーディをよし、なぶる、一面くるべくして

女工袁史のよきな実際、低賃金低コストの悲劇的な歴史もございましたが、いずれにしても、それをハンディを克服しながら今日を築いてきたところは事実でございますし、戦後の状態は全くそのとおりだと思うわけでございまして、私は、大体において日本の政策が誤つておったとは考えておりません。われわれ、はだしだつたものが、とにかくだんだんとくつをはき、着がえの服を持ち、バラックの国会だったものがこういうふうによろしくなってきておる。民主政治そのものもこうしてなんだんと成長しておるわけでありますから、私は少しありがとうございます。

と、それは自由主義経済の中にあっても、中でも企業や零細企業に対しでは、少なくとも計画性を導入しなければならなかつた。そうすれば、今日のような大きなショックを受けるようなことはなかつたであらうといふような問題、これは当然御指摘のとおりでございまして、自民党政権として

申し上げられることは、少なくとも六、七%の安定成長を続けようと思っておったのが、前半は〇・四%になり、六〇年代後半からの十年間も計算すると、一・一・一%になりましたので、実質

的に非常に、われわれが考えておったことよりも十五年間、二十年間の間では二倍、三倍といふ字になつたところに、メリットも大きかつたけれども、今日ではデメリットが計算されるような状態になりましたので、これはひとつ政策をもつて穴埋めしてまいります。いままでは国の力がなかつたからといへんございましたが、高度成長

という過程において、そういう実態に対応できるだけの力だけは持つてまいりましたので、この国民が築き上げた蓄積エネルギーをもって、バランスのとれる新しい日本の産業形態というものを持つてまいりたい、こう言っておるわけでござります。

ただ、最後に一言申し上げるのは、輸出第一主義であり、生産第一主義であり、また重化学工業が重点であったという考え方には、これはいなむわけにはまいりません。ですから、そういう意味では、総理も施政方針演説でも申し述べましたように、これから生活第一主義、まず、よき環境、よき国民生活を目指し、前提として、大きくは日本人全体のレベルアップを考えるようにならしますと、こう述べておるのであります。おおよそ御意見は十分拝聴してまいりたい。こう考えます方向だけは間違つてないということだけ私が申し上げますので、こまかいところで、もとと目張りをしたり、修正をしたりすることに対しても、おおよそ

これは国際的に見ても、ややもすると、ひもつきになつて、そこに政治的ないろいろな問題が起つて、過去の実情から見て、國としても、いわゆるひもつきでない、発展途上国に対して手を伸ばして、精神的な恩を売る、物質的な恩を売る、そうして将来それはまた日本に戻つてくることでありますから、そういう意味で從来の経済成長、輸出貿易一本やりといいますか、その政治の方針を、國民生活を豊かにする、G.N.P.をただ誇るだけではなくして、国民生活の水準を高めるという方向に努力をされるというように大臣のお答えがあつたと、こう理解してよろしくうございますね。

○林虎雄君 次にお伺いしたいことは、中小企業のあり方にについてでございます。  
通産大臣の管轄下に中小企業厅というのがあります、もちろん、そのほかにも各局があります。いわば中小企業厅といふものは通産省の外局的なものであります、実質においては局と変わりがない、予算の面において違うかもしませんが、大臣の管轄下における任務というものは、あまり変わりはないというふうに思うわけでありますから、この中小企業厅と各局とのウエートは、大臣の考え方ではどの程度中小企業厅を見ておいでになりますが、特許厅になりますと、特許厅の長官の発言のほうがウエートがあるというような違いがございまして、この中小企業厅はほんとうに、外局ではございますが、通商産業省の一番大事な一つの部局である、こういう考え方でございます。

○林虎雄君 お考え、よくわかりますけれども、私の感じとしては、通産省であるから中小企業だけを分けるとおかしいという点もありますが、まあ、かなりウエートは高いのだというお答えに承りますけれども、この通産省の仕事というものは、これはどうしても貿易関係もあり、大企業を中心ということに、その仕事の内容がならざるを得ないと思うのです。これは別に大企業をこひきしているという意味ではなくて、好むと好まさるといかかわらず、通産省の仕事といふものは大企業に偏向せざるを得ないような性格を持っておりますけれども、この通産省を分割して、貿易省とほんとうの国内産業省といふものと分けたいといったことを考えて、正面から取り組んで勉強したことなどがございます。でござりますから、そういうものの結論が中小企業厅になつたわけであります。

大企業が今日、経済成長の非常な発展を見てま

○林虎雄君 いまの大臣の言われますように、明治百年の今日、これだけの大きな経済成長を遂げ、いわゆる先進国の「員となつた」ということは、それぞれ国民の努力、また、それぞれの当事者の努力の積み上げだろうというふうに思いますが、特に日本のような資源の乏しい国においては、輸出に依存せざるを得ない。しかし、それも限界がぼつぼつ來た。これ以上さらば從来の方針をとつていくならば、好むと好まさるといかかわらず、いわゆる帝国主義的といいますか、そういう方向にいかなければ貿易をどうすることもできないということで、いま大臣の言われましたように、国民生活中心といいますか、貿易ももちろんあります。それが國々への援助というのも、それが、そのほうに重点を志向していく必要がある。同時に、発展途上国といいますか、後進国といいますか、そういう国々への援助というのもあります。國はだいぶ伸びているようありますけれども、

○國務大臣(田中角栄君) 中小企業厅をつくりましたときには、中小企業省の議論がやはり先行しておつたわけでございます。私もその当時、衆議院商工委員長の職にございましたから、私も、ひとつ中小企業省をつくろう、中小企業省をつくって、そして、できれば通産省を分割して、貿易省とほんとうの国内産業省といふものと分けたい

といふことを考えて、正面から取り組んで勉強しました反面には、先ほど申し上げましたようになりますけれども、この通産省を分割して、貿易省一本のほうが好ましいという、こういう議論は議論としては成り立つかもしれないけれども、大企業と中小企業との間の生産活動といふものは不可分の関係にありますから、一本でいい、通産省一本のほうが好ましいという、こういう議論は議論としては成り立つかもしれないけれども、その規模、構造、利害関係等から考へて、むしろ独立させることのほうが中小企業者としては非常に活動がしやすくなり、伸びていく一つのゆえんになるのではないかろか、このように思うわけで

あります。

たとえば、さきに制定された下請代金支払遅延等防止法という法律がござりますけれども、これはもう何年もたつますけれども、全くざる法ではありません。こういう法律がありながら、しばしば中小企業は、各事業所やその他に向けて、支払い代金のすみやかな支払いをするように、手形の、法律で命するところの期日に近づけるようにといふような、非常に弱い通牒でありますけれども、そうしたことをやっておるようには、これはざる法として、全く、法律はあるけれども、表現ができない。これを強く下請のほうで文句を言えば、これは親企業から捨てられてしまつ。そういう弱みがあるから、泣く泣く手形の決済が延びても忍んでおるというような状態であります。たとえば、下請企業が親企業に対して製品を納入した。そうして検査をするのですが、検査をして、そこで通知が来るわけです。通知が来たときに初めて手形が発行される。法律ではどうなつておるか知りませんが、とにかく法律では、六十日以内の手形の決済ということを命じておるわけでありますけれども、現実には、まづまず普通において百五十日、あるいは三百十日、最近私が知つたことであります。が、極端なのは一ヵ年という、こういうむちやんな手形さえ発行されておる事実がござります。これでは、納入代金を親企業にたたかれ、そうして長期手形で金利を負担させられる、そして泣き泣き、泣き寝入りをしなければならないといふうな、弱い者のみじめさというもの、私はしばしば地方において見聞をしておるわけであります。その上に、このドル・ショックにおいて、犠牲はさらにのしかかるだらうと思ひます。

中小企業庁長官のお答えだけつこうでございますが、この下請代金支払遅延等防止法といふものがありながら、これは全く空文で、から回りをして、親企業はほとんどそれにそっぽを向いておるというのが実情のようであります。これが対するもつと積極的な、具体的な対策というものはないだらうか。弱い者は金利で泣き、製品の踏みた

たきに泣いているというような現状でござりますので、特にこのドル・ショックというものがそれにつかかってくるんですから、たいへんなことだと思います。これに対する政府、中小企業庁の積極的な対策というものがなければ、どんどん倒産していくおそれがあります。この点について、最近の状況を長官に承りたい。

○政府委員(高橋淑郎君)

最近の状況についてお答えをいたします。

今回の輸入課徴金の賦課、円の変動相場制移行など、こういう緊急事態にかんがみまして、いま御指摘もございましたが、通産大臣、公取委員長から、下請取り引きの適正化について親企業所あてに警告し、かつ、引き続きまして中小企業庁長官名をもちまして、親企業者団体はじめ多くの関係機関に対して、下請企業への不当なしわ寄せの防止、それから資金供給の円滑化について、いろいろとこまかい要請をし、かつ通達をいたしました。なお、年末の資金繰りの窮迫が心配されますので、一両日中に再び、通産大臣と公取委員長の連名で、同様の趣旨で関係方面に通達を出していただくということを考えておる次第でござります。

しかし、基本は、やはり下請中小企業の体質を強化するということが大事であると考えまして、先ごろ制定を見ました下請中小企業振興法に基づきます振興事業計画の策定を急ぎまして、設備の近代化をはじめ、また親企業所が発注分野を明確にするというようなこと、いろいろ項目はございまます。それを推進して、目的を果たすようにつとめてまいりたい、このように考えております。

○林虎雄君 大臣もお聞きくださつたと思いますけれども、とにかく、いま申し上げたようなのはだしい下請企業の不利な状況といふものであります。それでも打開しなければならないと思ひます。前

に述べたように、業種別あるいは産地別に一つのビジョンを描いて、そうして近代化あるのは合理化はかっていくといふことが、過当競争になる、そういうふうに考えるわけあります。つまり、その産地の特性なり、あるいは企業の特質なりというものをよく見きわめて、一律、画一的に行なつてきたといふ、そういうきらいがあるよう感ずるわけであります。

私も先年、自由主義諸国を若干見て参りました。そのときの印象でございますが、たとえば西ドイツのゾーリングエンの刃物、それからイタリアの靴であるとか、あるいはイギリスの服地、イスラエルの時計というようなものは、おおむね中小企業でございますけれども、その高い技術といふものを世界に輸出していると理解していいと思います。業績が安定しているので、したがつて労働者の賃金も高く、いわゆる産地の特色を生かしていられるわけであります。

日本としては、輸出ダンピングをしていると思われるようなことも余儀なくなされている。こ

ういう中小企業を先進国並みに持つていきました。いま申し上げたEC関係の国々のようには、いま申し上げたEC関係の国々のようではなかろうかといふうに考へるわけであります。従来の画一的な中小企業対策、思いつきの対策といふことではなくして、もっと日本も全体の地方の特徴というものを、そういうものを生かす。それに高い技術を持たせていくことによつて、中小企業といふものは安定し成長していくも

んが、しかし、御指摘のように、業種別あるいは産地別に一つのビジョンを描いて、そうして近代化あるのは合理化はかっていくといふことが、進むべき方向であると思います。まず業種別の近代化につきましては、中小企業が指定業種の中から、特に構造改善計画で急速に行なう必要があるという業種につきまして、從来の指定業種の中から、特に構造改善計画で急速に行なう必要があるという業種につきまして、その業種、業態に応じた近代化計画がござります。これについての、やはり新しい時代に即応して見直しを行なうことが必要であるということで、作業を進めております。それから、いま申しましたように、構造改善業種につきましても、構造改善計画の見直し作業が要ると考えまして、必要な見直しを行なうべきだと考えております。

産地別の近代化につきましては、たとえば中小企業振興事業団に高度化資金の融資制度というのがございます。これを活用しまして、産地の業種の構造の高度化をはかつていくといふことが一つ考えられますし、都道府県の総合指導所の産地診断を活用していくとか、あるいは、いま申し上げました近促法による構造改善事業につきましては、産地の実情をよく勘案して、業界ぐるみの構造改善の推進を行なっていくことが必要であるうと考えまして、今後は、こういうような施策の拡充強化をはかつて、そして産地の業種の振興を考へるという方向で進んでいきたいと考えております。

○林虎雄君 中小企業のいろいろ新しい転換とい

いますか、国民生活、国民福祉の方向に力を入れられていることは先ほど大臣も言われておりましたが、これから、中小企業にかかわらず、企業から具体的なお答えを願いたいと思います。たが、これから、中小企業にかかわらず、企業といふもの、輸出貿易といふもの、国民の消費といふもの、こういうものを考へていくには、若干

国家統制的といいますか、計画的といいますか、そういうものがかなり織り込まれてこなければならぬ。すでにわが国でも、いわゆる中期経済計画とかいろいろ計画はありますけれども、名称は経済計画という表現をいたしております。社会主義圏では逆に計画経済といって、区別されておることは御承知のとおりであります。しかし、現在私ども見るところによりますと、あるいは共産圏においても必ずしも計画経済一本やりではないで、自由圏においても、ただ自由放任の自由競争でもない、こういう時代になつておるような気がいたします。

棒一本持てば、すぐ零細企業対策としてすべて金を貸さなければいかぬ、すべて政府が補償してやらなければいかぬということじゃ、これはもう中企業がほんとうに、いままでより以上に大きなけがをするような中小企業、零細企業対策になるのでございまして、これは私も縁があつて通商産業大臣の職を奉じたわけでございますから、これは今度はドル・ショックやその他でもって、中小企業、たいへんな状態になります、なるおそれがある。そういう意味で、やはり将来の中小企業といふものの位置、それから青写真、そういうものをかいて、あまり、魚がもうかるといつたら魚とりに全部なってしまう、織維がもうかるとなつたら、みんな織維業者になつてしまつというのじゃ、どうしようもありませんから、一定規模の場合にはやはり税金を少し高くする。高くすれば、そちらのほうには営業は進まない。少しこちらは安くする。そろそれば、こちらのほうに営業が進んでいくというような、やはり助成それから調整といふようなものを十分考えなければいかぬ。

それで、私が八月ごろから通商産省で、産業立地政策、六十年を展望した通商産業省が何をす

るかといふ青写真を書いて、いろいろな計算をしておりまして、その中に、中小企業や零細企業はどう位置するかといふ図面ができましたら、ひとつ皆さんに御披露して、必要があれば修正をしていただくという、こういつもりでございまして、これはほんとうに一党一派、一政府のよくなし得る仕事じゃありませんので、国民的課題として、学問的にも、いろんな問題からこれを積み重ねて、また十年後に、いまよりもっと大きなドル・ショックのようなものが絶対に起こらないようになつたい、これは希望であり願望でございます。しかし希望と願望だけじゃなく、私はその責任の衝にありますから、現実を把握しながら、そういう方向を確立してまいりたいという意欲に燃えておることだけを、ひとつ申し上げておきたいと思います。

○林虎雄君 この法律案の要點は、倒産防止対策としての金融の問題、信用補完の問題、それから為替取引の安定、税制に対する措置、事業転換の円滑化等の措置、それに下請代金支払遅延の運用強化というようなもの、この法律の内容はそういうことであります。ただ、数字も承っておりますが省略いたしますけれども、その程度で、はたして当面の中小企業対策としてこの混乱を切り抜けることができるであろうか、こういう点を懸念するわけであります。これによりますと、結局金融をする、あるいは信用補完に対して地方の信用保証協会の立場をもつと有利にしてやつて円滑化をはかる、あるいは税制の、過去にさかのぼつての欠損の戻入といいますか、欠損の期間を遡及するというような、いろいろな措置のようでございますが、要するに金を安く貸しつける、信用の補完をする、税制、というような点だけあります。これは他の施策に比べて少し片手落ちではないかという感があるわけであります。

それは、たとえば米が増産され、米がたいへんに余つて困つているというので、農家の休耕に対して補償をしておる。あるいは今回の織維機械の政

府の買い上げ廃棄措置等にも予算措置をしておる。つまり、金をただくれている、と言えばこと

ばがおかしいですが、農業に対しましても、あるいは織維に対しましても、そういうことをやつておる。したがつて、この中小企業対策にもそのよ

うな、単なる金を安く貸せるというだけで、あるいは長期に貸せるというだけでなくして、業態い

かんによつて、転業するという者に対しては、かなり、他の農林関係や織維関係、あるいは前に産

炭地の政策がございましたが、そういうような思

い切つたことをやるお考えはないかどうか。まだ

今度の法律案は、この大きなショックに対しても足りない、そういうことです。

○國務大臣(田中角栄君) この法律案も一つの手段として御審議をいただいておるわけでございま

すが、必要があれば、また、政策の方向がきまれば

やれるということを考えたのですが、これは中小

企業、零細企業でも、廃業の場合はやはり法として御審議をわざわざ、こういう前向きな姿勢であることをだけ申し上げたい。それで、ただ廃業するだけじゃなくて、廃業するときには特例法によって措置をしてやる、救済をしてやりますと、あります限りにおいては、今度何でもまた企業を始めるということではなく、一ぺんやめさせたら、自分の間そういうことはできな

ようにしなければならないということもあります。

これは、ただ廃業するという、いま織維の問題等で廃業も措置を考えておるわけでございます。

ただこうと思っております。その意味では非常に積極的でございます。

これは、ただ廃業するという、いま織維の問題等で廃業も措置を考えておるわけでございます。

ただこうと思っております。その意味では非常に

か。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。ですから、一団体当たり平均二百万円に足りないわけですね。それで資金強化になるかどうか。なによりはましですが、しかも、たしか五十一の保証協会は中央に連合会を持つておるわけです。連合会の負担金というものをそれぞれ出しておるようです。この負担金が、一機関当たり二百五十万円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ二百五十万円の負担金がいけば、パーになるといふか、それよりもだ出し越しになってしまふ、足を出してしまう。こういう状態は、あまりにも信頼保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ過ぎるのではないかと思います。

これは、将来の問題として考えていただきたいことは、もちろん再保証がありますから、保証協会が代位弁済をしましても、その何%——今度の法律改正におきまして、てん補率七〇%が八〇%に引き上げられるわけありますけれども、それについても、それぞれ資金力が小さい保証協会はたいへんなんですね。ですから、政府が直接行なわなくとも信用保証協会というものが中小企業のた

めに非常に働いておるし、また大きく寄与しておるという、その現実を十分にひとつ理解していただいて、ほんとうの意味の資金強化をしていただきたい。二百万円というようなはした金で、はしだと金と言つては申しきれないけれども、まあそういうものをやつておるということは、あまりにもひど過ぎるのではないか。私は、少なくとも一団体に一億円ぐらいの助成金を出して、もっと強化して、もつて中小企業——中小企業は金がほしい、その金を容易に借りられるということがありますから、この保証協会の活躍ぶりは、それは目ざましいものがあると私は見ておるわけあります。そういうわけでですから、大臣もこれに関心を持たれて、もつと強化できるよう、ひとつ今後の問題としてお考えをおきを願いたい。積極的にひとつお願いをいたさなければならないと思いま

す。

○政府委員(高橋源郎君) 保証協会の保証つきの融資につきましては、その貸し付け金利の低下と

いうことにつきまして指導をいたしまして、歴年比べてますと、貸し出し金利は保証協会の保証つき分については低下をいたしております。ま

た、今後ともさらに努力を重ねるように、関係金

融機関に対して、大蔵省とも話し合いまして、指

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは負担金を出しておられますね。政府関係の三機関の中でも、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬうです。この負担金が、一機関当たり二百五十万円ぐらい出しておるようです。この負担金が、しかも、たしか五百十一の保証協会は中央に連合会を持つておるわけです。連合会の負担金というものをそれぞれ出しておるようです。この負担金が、一機関当たり二百五十万円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ二百五十万円の負担金がいけば、パーになるといふか、それよりもだ出し越しになってしまふ、足を出してしまう。こういう状態は、あまりにも信頼保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ過ぎるのではないかと思います。

これは、将来の問題として考えていただきたいことは、もちろん再保証がありますから、保証協会が代位弁済をしましても、その何%——今度の法律改正におきまして、てん補率七〇%が八〇%に引き上げられるわけありますけれども、それ

についても、それぞれ資金力が小さい保証協会は

たいへんなんですね。ですから、政府が直接行なわなくとも信用保証協会というものが中小企業のため

めに非常に働いておるし、また大きく寄与しておるという、その現実を十分にひとつ理解していただいて、ほんとうの意味の資金強化をしていただきたい。二百万円というようなはした金で、はしだと金と言つては申しきれないけれども、まあそういうものをやつておるということは、あまりにもひど過ぎるのではないか。私は、少なくとも一団体に一億円ぐらいの助成金を出して、もっと強化して、もつて中小企業——中小企業は金がほしい、その金を容易に借りられるようになりますから、この保証協会の活躍ぶりは、それは目ざましいものがあると私は見ておるわけあります。そういうわけでですから、大臣もこれに関心を持たれて、もつと強化できるよう、ひとつ今後の問題としてお考えをおきを願いたい。積極的にひとつお願いをいたさなければならないと思いま

す。

○政府委員(高橋源郎君) 申しわけありません。

不勉強でございまして、商工中金の出捐金の額は

わかつておりますが、国民金融公庫がなぜ出して

いないかといふことについては、私よく存じてお

りませんので、すぐ調べます。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から、中小企業対策として政府がこれだけ力を入

れておりましたのでありますから、政府関係の三機関は

もちろん、一般的の金融機関も金利の引き下げとい

いますか、特別の取り扱いをすべきではないかと

いふことをするように積極的に働きかける、こういうお

考えございませんか。

○政府委員(高橋源郎君) 保証協会の保証つきの

融資につきましては、その貸し付け金利の低下と

いうことにつきまして指導をいたしまして、歴年

比べてますと、貸し出し金利は保証協会の保証つき分については低下をいたしております。ま

た、今後ともさらに努力を重ねるように、関係金

融機関に対して、大蔵省とも話し合いまして、指

か。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになってしまふ、足

を出してしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出してしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出してしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出てしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出てしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出てしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

わけですが、金融機関としては全く申し分のな

い保証人ですから、取りつけられないわけです

から。いま聞けば五十一団体に一億円だそうです。

か。長官に承りますが、この際、それぞれ地方団体

あるいは金融機関が、保証協会に出捐金あるいは

負担金を出しておりますね。政府関係の三機関の

中で、国民金融公庫だけが負担金を出しておらぬ

うです。この負担金が、一機関当たり二百五十万

円ぐらい出しておるようです。ですから、資金強化の金が二百万円からいつても、中央のほうへ

二百五十万円の負担金がいけば、パーになるとい

ふか、それよりもだ出し越しになてしまふ、足

を出てしまう。こういう状態は、あまりにも信

用保証協会の仕事の重要性というものを認めなさ

過ぎるのではないかと思います。

○林虎雄君 時間がないから先へいきます。

各金融機関ですね、信用保証協会が保証をした

金融機関は、万一貸した金が返らなくなつても、

いささかも損失はないわけですね。そうですね。

代位弁済いたしますから。ですから、保証協会の

保証したこの借り入れ金に対し、当該金融機関

といふものにはほんとうに安心した保証になるわ

けですから、したがつて、金利等もかなり安くす

る必要がありますのではなかろうか。こういう点を考

えます。別に特に安くしておるような様子もない

らないということが第一でございます。

それから知識集約産業というと、時計をつくつたりめがねをつくつたりいろいろなことでありますから、精密精巧ということで、ちょっとと転換がきかないのじやないかということでござりますが、これは西ドイツの部品工業ということを考えればすぐわかるのであって、これは組み立てところは非常に、ある程度のレベルと精巧さを必要いたしますが、組み立てる前の単一な部品工場といふものは、そんなものではないわけであります。いまも日本でも、家電製品などの部品はほとんど、大きなナショナルでも日本電気でもどこでも、みんな単一部品は地方でつくつて、これをあらごとに集めてきて組み立てておるわけでございます。また電気計算機や電卓等も、部品は全然別なところでもつてつくりまして、それを組み立てれば、いまアメリカ市場を席巻するような電卓製品になるわけでござりますから、具体的に全部が全部こういふ青写真によつてこういたしますといふことは申し上げられませんが、やはり、昔のように離職をしたら土方になるんだということでは、これは全くそのときだけの問題であつて、

これは石炭産業の労働者が全部別なところに、あれだけ心配をしましたけれども、職業訓練をうまくやることによって再就職が全部できておるのでありますから、私はこれからの中少零細企業の転業の労働者というものに対して、政府がやる気になり、組合やいろんな産業体も、これに対しても向ぎに協力するという体制をつくれば、新しい産業人としての再就職は十分可能である。私は、そのくらいこなせるような、これから日本の大学に行く人、高等学校に入る人がべらぼうもなく多くなっておりますから、これらの人人が知識集約産業に、ちょっと教えればすぐみんな転換できる、こういう世界に例のないほどレベルの高い日本人である。とにかく、高校卒業してから労働者をやつているのですから、こんな国は世界じゅうにないといふくらいに、日本人の実態というものをよくつかんで、職業訓練その他の制度を充実させ

るべきだ、こう考えております。

○林虎雄君 労働省に、職業訓練の関連でお聞きしますが、今回のドル・ショックによつて中小企業の失業者がどれほど出るかという、そういう数字、大体見当つきましょうか。

○説明員(関英夫君) お答え申し上げます。

現在までのところ、多少の求人の減とか、あるいは新規求職の増というような傾向が出てまいりしておりますが、まだまだ、従来の労働力不足の傾向を反映しております。求人のほうが求職を上回つておる。ただ、その上回つておる状態が、以前よりも多少悪くなつてきて、現在では、いわゆる求人倍率といいますか、一求職当たりの求人数は一・六倍になつております。そういうぐあいに

なつておりますが、今後の見込みにつきましては、これはなかなかむずかしい問題でございまして、的確な予想は困難でございますが、現在、主

要な産地の実情といふようなものを地方から聞いておりまし

て、現在、鋭意その情勢把握あるいは対策等を検討中でございます。

○林虎雄君 今度は訓練政策課長に伺いたいと思ひますが、先ほど通産大臣のお答えになつたような、いわゆる頭脳産業といいますか、知識産業といいますか、そういう訓練も将来積極的に考えなければならないというお答えがありましたが、現在の職業訓練所は、その地方によって異なる

問題ではありますが、取り組んでいたことを

希望いたします。幸い、政府内で最有力の一人で

ある、実力者であられる田中さんが通産大臣であ

りますから、この困難な時に当たられると、

うと思います。ぜひひとつ積極的に、解決困難な

問題ではあります、取り組んでいたことを

希望いたします。幸い、政府内で最有力の一人で



ので、前もって申し出なりあるいは相談がござります。前もって中小企業庁のほうで大蔵省のほうと内々相談をいたして、そうして引き受けワクが小さ過ぎないようなどいふことでいままで措置をいたしております。

○中尾辰義君 それで、その定款倍率の一番最高は幾らになっておるのか。代表的な東京、大阪、名古屋とか京都、こういった六大都市などの程度になつておるのか、具体的にひとつ。

○政府委員(高橋淑郎君) 最高六十でございま

す。

○中尾辰義君 どこですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 大阪でございます。

○中尾辰義君 大阪だけ……あと六大都市をちょっとおしゃってください。

○政府委員(高橋淑郎君) 大阪、京都が六十倍でございます。そのほか大きいところは五十倍……。

○中尾辰義君 大阪、京都といつても、私は京都だけれども、京都の保証協会は五十倍と言つていましよ。それが五十三倍くらいになつた。六十倍になつておるのですか、どうですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 京都につきましては、六十倍の申請が近くございまして、それを認める予定にいたしております。

○中尾辰義君 いいかげんな返事は困りますね。それぢや、六十倍に来ておるならば、この際大蔵大臣もおるのであるから、認めてもらえるのですな。いろいろな事情もありましたけれども、京都は西陣の零細な企業がありまして、したがつて、やはり保証協会の強力な保証を府としても望んでおるわけです。その点いかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) 大蔵省と了解済みだそ

うでござりますから、申請が出てくれば、六十まで認めるということになつておるようございます。

○中尾辰義君 それから代位弁済の全国平均、それから一番多いところはどのくらいあるのか。それは件数と金額、ペーセント、それが一つ。

それから信用保険公庫に再保険を保証協会はしているわけですが、この下請企業振興協会の仕事はどういうふうに進んでおるのですか。予算は取つておられた分の申請が出ておるのですが、なかなか、いたしてきております。

○中尾辰義君 それで、その定款倍率の一番最高は幾らになつておるのか。代表的な東京、大阪、名古屋とか京都、こういった六大都市などの程度になつておるのか、具体的にひとつ。

○政府委員(高橋淑郎君) 代位弁済をしたあとの保険金の支払いについては、申請後一ヶ月以内に手続が終わるように極力指導し努力をいたしております。

○中尾辰義君 それは一ヶ月ですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 代位弁済額は、昭和四十六年の一月は、前年に比べまして六・五%アップになつております。それから四十六年の一月の代位弁済の件数は、千九百十四件でございます。

○中尾辰義君 それは一ヶ月ですか。

○政府委員(高橋淑郎君) はい。いま申し上げます。

○中尾辰義君 ですから、一ヶ月だけですか。

○政府委員(高橋淑郎君) はい。

○中尾辰義君 去年一年のは幾らですか。四十五

年度は年度分で幾らですか。保険の総ワクが幾ら、保証の総額は幾ら、件数が幾ら、それから代位弁済が金額で幾ら、それから代位弁済の件数のペーセントは幾ら、金額のペーセントは幾ら、そういうのはそこに出でていないのですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 昭和四十五年度の保証承諾の金額は三千六百四十二億六千二百万円、うち代位弁済二百五十億四千二百万円でござります。

○中尾辰義君 それはちょっとまとめて、速記録に載るから、いいかげんな数字じゃ困る。あとで

認めることになつておるようございます。

○中尾辰義君 それから代位弁済の全国平均、それから一番多いところはどのくらいあるのか。それは件数と金額、ペーセント、それが一つ。

から四十六年度から三十五億円の予算がついているわけですが、この下請企業振興協会の仕事はどういうふうに進んでおるのですか。予算は取つておられた分の申請が出ておるのですが、なかなか、あるけれども、私が調べましたところ、全然仕事がないというようなことを言つておりましたね。少しPRが足らぬのじゃないか、こういうことも考えております。その辺の実情をひとつお伺いをしたいと思います。

○政府委員(高橋淑郎君) 現在、下請企業振興協会ができるおはりは十七でございまして、来年度予算でさらには三つの協会に対する補助を考

えて予算要求をいたしております。実は、下請中小企業振興法が成立いたしまして以来、振興基準はでき上がっておりまして、振興事業計画の策定につきましては、幾つかの親企業それから事業協同組合の間で話が行なわれておりますけれども、最近おくれが出ておりまして、まだ現実に下請企業振興事業計画が策定、実施されるまでに至つております。下請企業振興協会の活動もまだ十分とは言えない状況でございますが、振興事業計画の策定実施を急ぐようにいたしましたが、かつた振興協会が、下請受注のあつせんその他について活発に活動が行なわれるようになつたないと存じております。

なお、先ほど申し上げました下請企業振興協会に対しまして四十六年度の補助金は、四千二百万円でございます。

○中尾辰義君 ですから、法律ができましてすでに一年近くなつておりますけれども、予算だけはこうしてついているのですけれども、事業計画が実施されないということは、これはどういうことですか。

○政府委員(高橋淑郎君) お伺いします。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律ができたわけですけれども、各年度別の契約の実績はどうなつてあるのか。それから官公需について、ドル・ショックの影響を考慮して導をいたしていきたいと存じます。

○中尾辰義君 それじゃ最後に一つ、これは附帯決議とも関連がありますので、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(高橋淑郎君) 仰せのとおりでございまして、法律そのものの趣旨の一そらの周知徹底をはかることが、まず第一でございまし

て、この点については、仰せのとおり積極的に指

導をいたしていきたいと存じます。

○中尾辰義君 それじゃ最後に一つ、これは附帯決議とも関連がありますので、お答えいただきたいと思います。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律ができたわけですけれども、各年度別の契約の実績はどうなつてあるのか。それから官公需について、ドル・ショックの影響を考慮して導をいたしていきたいと存じます。

○中尾辰義君 お伺いします。

○政府委員(高橋淑郎君) 契約実績でござりますが、昭和四十一年度四千八百九十一億円、四十二年度五千九百三十九億円、四十三年度六千六百八十一億円、四十四年度七千四百三十六億円、四十五年度七千六百五十億円、四十六年度は、目標額として一兆四百億円を掲げております。

それから官公需対策につきましては、先般閣議

ル・ショックによりまして、設備投資意欲が減退する等、まあいろいろ從業者と下請事業協同組合との間で話し合いがそれなしに行なわれておきましたのが、停滯をいたしておるという現状でございますが、しかしこく最近、振興計画がまと

まって一件申請が出されてくる見通しになつておるで構成いたします官公需確保対策推進協議会を



ということ、そういう意味で、市中金融は伸び切つておるわけあります。中小企業は、金利負担の問題等たいへんな問題でございますが、しかし、せつなくなつてくると、金利よりも質よりも量ということが中小企業や零細企業は当面する問題でありますから、そうすると、年末を控えておりながら倒産がそんなに起らないと、市中の金融が非常にゆるんでおると、いう特殊な状態があると私は思うんです。同時に、政府も中小三金融機関等の資金ワクを拡大したり、いろいろなことをやっておりますから、両々相まって、実際、不況の姿といふものは倒産の面にはあらわれております。

ところが、在庫が非常に多くなつてしまつたり、それから生産・出荷もぐつて減つております。ですから、私はやっぱり、一・二・三、四・一・六といふものに実態がだんだんとあらわれてくるのではないか。それまで、われわれは実態を把握して、それで最悪の事態にならないようなことを、これからやらなければいけない。しかし、これから予算審議の期間でございましすし、実勢があまり数字として出てこない。こういうことを考えますと、四一六において、「へんに出てきては困るので、これは出先ばかりじやなくて、いろいろな機関を通じて、二ヵ月おくれでもつて統計数字をつかむ」と字をつかめ、こうすることを下部にも強く求めておるわけでございましすし、私自身がいろいろな数字をつかんで、対応策に遺憾なきを期してまいりたいと、いうことを考えております。

大蔵省にも、この間、私は大蔵大臣臨時代理でございましたので、そういう意味で、税の方面からもこれは実態数字をつかまなきやならない。また、経済企画庁長官臨時代理でもございましたから、どうも来年度の経済見通しは甘くないぞといふ私の考えは、十分述べてございましたので、これから大蔵・経企、それから通産、三省とも緊密な連絡をとりながら、実態把握を進めてまいり

たい、こういう気持ちでございます。  
○高山恒雄君 おっしゃるように、年内の倒産は、もう数字も私も十分承知をいたしておりました。地域ぐるみ、町ぐるみという問題に対するところでは、ただし、来年ですよ、来年の四半期並びに六月までの落ち込みですね、これがやられわておりません。

小企業が一体、そこまで持ちこたえることができないかという不安が出てくるわけです。

そこで私は、中小企業の金融の措置について、いわゆる保証協会といふものは、もう根抵当なしに、精一ぱい借りておる。したがつて、借りようと思つておてもなかなか、その点は手続その他、根抵当がないために借りることができない、たとえば、いままで高額の金を借りております。福井の例が午前中もお話を出ましたが、高額の返済ができない。それは、少なくとも市なりあるいは県なりが資金を政府にお願いをして、そういう現状を考えますとき、私は少なくとも市なりある企業も死なばもろともというたいへんな状態でございますし、私の地元でもございます。これはそういうことで、つなぐものはほつないで、もらわなければいかぬ。そうなれば、あとは、その間の利息だけをどうするかという問題だけ片づければ済むわけです。

ですから、私はこの間早急に、さしあたり万台といふことで織機の買い上げを言つたのは、政府が万台買ひ上げということを宣言をすれば、十万台に対する二百五十億だけはそのままたな上げになつてしまふ。そうすると、期限が来てもその範囲だけはたな上げになつて、あとは利息はだれが負担するかを考えればいいので、応急の措置として大蔵省と協議をして、こういう発言をしたわけですから、何でもかんでも全部、というわけにはいきませんが、いま申し上げたような特殊な問題に対しても、自治省とも十分ひとつ連絡をしてまいらうと思います。

なぜ私はこんなに深刻に考えておるかといいますと、どうも幾つかのいろんなものが重なつてしまつています。円平価の切り上げと、いうものは、われわれが戦後経験しないことであります。しかも、変動相場制でこのくらい困るといつておりますけれども、長いこと固定相場制の中になじんできた日本、こういうものが、ニクソン・ショック以来いろいろなものが重なつてしまつります。同時に、日本の国内全体が、もう鉄、ペルブ、肥料、もし落ち込んで秋に挽回しないということになつ

るものを見ておりますと、確かに三ヶ月、半年、一年ではないでやることによつて円満に処理ができる。へたをすると、昭和初年のよろな縮小均衡的なものに、もしかがつては困るという考え方を、私は通産大臣としてまじめにそういう考え方を持っています。そうなるとほんとうに、物価が引き下げられるというようなものではなく、社会的な不安を醸成するおそれもあります。そういう意味

のところでは、たゞ、来年ですよ、来年の四半期並びに六月までの落ち込みですね、これがやられわておりません。地域ぐるみ、町ぐるみという問題に対するところでは、もう町もつぶれるという状態でござりますから、町がつなぎ資金の保証をしておるという実態でございます。これはもう、町も企業も死なばもろともというたいへんな状態でございますし、私の地元でもございます。これはそぞういふことで、つなぐものはほつないで、もらわなければいかぬ。そうなれば、あとは、その間の利息だけをどうするかという問題だけ片づければ済むわけです。

ですから、私はこの間早急に、さしあたり万台といふことで織機の買い上げを言つたのは、政

府が万台買ひ上げということを宣言をすれば、十万台に対する二百五十億だけはそのままたな上げになつてしまふ。そうすると、期限が来てもその範囲だけはたな上げになつて、あとは利息はだれが負担するかを考えればいいので、応急の措置として大蔵省と協議をして、こういう発言をしたわけですから、何でもかんでも全部、というわけにはいきませんが、いま申し上げたような特殊な問題に対しても、自治省とも十分ひとつ連絡をしてまいらうと思います。

なぜ私はこんなに深刻に考えておるかといいますと、どうも幾つかのいろんなものが重なつてしまつています。円平価の切り上げと、いうものは、われわれが戦後経験しないことであります。しかも、変動相場制でこのくらい困るといつておりますけれども、長いこと固定相場制の中になじんできた日本、こういうものが、ニクソン・ショック以来いろいろなものが重なつてしまつります。同時に、日本の国内全体が、もう鉄、ペルブ、肥料、もし落ち込んで秋に挽回しないということになつ

この点はなぜかと申しますと、ことは、先ほどおっしゃるように、倒産は數字的には出でおりません。これはもう大臣のおっしゃるとおりですけれども、大臣もまた確言しておられるように、これまで、大臣もまたおっしゃるとおりですけれども、大臣もまた確言しておられるように、来年の前半期も無理だろう。けれども、秋には挽回させなくてはたいへんな事態がくるという、私は予想をするわけです。それは何かと申しますと、国内消費がとんざします。今期まではみな、一時金にしてもあるいはベースにして、ちゃんとやつております。したがつて、来年の前半期に

回させなくてはいけない事態がくるという、私は予想をするわけです。それは何かと申しますと、

と、国内消費がとんざします。今期まではみな、一時金にしてもあるいはベースにして、ちゃんとやつております。したがつて、来年の前半期に

たら、今度は国内消費が落ちますよ。私は、予算委員会でも、時間がなかつたから簡単に申し上げたんだが、いま私が労働構成、いわゆる労働集約的な産業という見方をしてまいりますと、日本の主体性を持つ集約産業というのは、織維工業、機械工業、農業、この三つで約五千五百万人の人口になつておるんです。これがもし落ち込むということになれば、いかにせよとも国内消費は伸びるということは言えません。そこへもつてきて、外国への輸出に対する秩序といふものは、大臣みずから、何とかやつぱりこれを秩序を確立しなければならない。世界各国が自給自足の立場をとつてゐる。こういう立場から考えますと、これはやっぱり非常に見通しが暗いという見方をせざるを得ないのです。だから、私は先ほど申しましたように、業界からもいろいろの要望が出ているようですが、千二百五十億なんていふようなけちなことを考へないで、思い切つた施策をとつて、少なくとも来年の秋に、落ち込みが何とか前向きに変わつてくるという施策をとつてもらうことを切に要望して、私の質問を終わりたいと思います。考え方をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) 私はいままでほんとうに、友人とも議論をいたしますが、どうもいままでのずっと数字を、政府の統計数字をもととして立論をしておられるのですけれども、学問的な立場におられる経済学者などは、このまいくと来年の下期には上がるだろうと言いますが、私はいまの数字を見ておりまして、どうしてもそういう修正した数字や、金融機関から金を借りるために修正した数字などを見ておめだから、自分で行つてみて、どれだけ稼働できるかという実態をつかまないと、実際の調査はできないということを言つておるわけでございます。

やはり千二百億以上の織維というのも、私は万台先にばんと出しまして、一千億から七百五十億引くと千二百四十九億、まあ千二百五十億だ

委員会でも、時間がなかつたから簡単に申し上げたんだが、いま私が労働構成、いわゆる労働集約的な産業という見方をしてまいりますと、日本の主体性を持つ集約産業というのは、織維工業、機械工業、農業、この三つで約五千五百万人の人口になつておるんです。これがもし落ち込むということになれば、いかにせよとも国内消費は伸びるということは言えません。そこへもつてきて、外国への輸出に対する秩序といふものは、大臣みずから、何とかやつぱりこれを秩序を確立しなければならない。世界各国が自給自足の立場をとつてゐる。こういう立場から考えますと、これはやっぱり非常に見通しが暗いという見方をせざるを得ないのです。だから、私は先ほど申しましたように、業界からもいろいろの要望が出ているようですが、千二百五十億なんていふようなけちなことを考へないで、思い切つた施策をとつて、少なくとも来年の秋に、落ち込みが何とか前向きに変わつてくるという施策をとつてもらうことを切に要望して、私の質問を終わりたいと思います。考え方をお聞きしたいと思います。

もう一つ、通産省で私は産業立地という問題をやつっているわけです。これは道路や、鉄道の複線電化とか、レールの交換とか、クレーンを大きくアップにつながつてコストダウンにつながらないといふ企業は、産業立地の政策を進めるこことに年度はやらないと、これは総生産が上がつてこない、ただ建設省や農林省だけのものではなく、やは

り都市に過度集中をしておつて、これから公害防止施設に投資をするといふと、どうしてもコストアップにつながつてコストダウンにつながらない

ことと言つていらつしやるのですが、今日もなによつて分散しよう、こういふものを見い切つて来て、ただ建設省や農林省だけのものではなかな

いし、ただ建設省や農林省だけのものではなかな

かうまくいかないだらう。だから将来の国際競争

な処置ができるかといふことは、まだ明確にはで

きません。が、しかし、私は通商産業省に参りました直後、いろいろなことが言われておるが、私

の知る限りその程度のものではないと思う、七十

万円ではない、約半分、三十万台ないし三十五

万台ぐらい買ひ上げなければならないといふのが

実態だと思ふから、地方通産局長はその実態を把握せられたいといふのが、第一回目の地方通産局

長会議における私の発言でござります。そのとき

は、ちょっとたまたまようあります。驚いたよ

うであります。これだけ専門家が詰めて、五万三千台の織機のうち、五万三千台とか八万台とか

いふものではない、約半分、三十万台ないし三十五

万台ぐらい買ひ上げなければならぬといふのが

実態だと思ふから、地方通産局長はその実態を把握せられたいといふのが、第一回目の地方通産局

長会議における私の発言でござります。そのとき

は、ちょっとたまたまようあります。驚いたよ

うであります。これだけ専門家が詰めて、五万三千台で済んだものが、三十万台ないし三十五万台

とは、大臣は何を言うのかといふことでございま

したが、その後、私の数字に対して異議を唱えな

いといふ状態から考えますと、まあ相当、実態を

調査をしてみると、三万台や五万台では済まない

のだといふことが、よくわかつたようでございま

す。それから、新潟の業者が、特に見附、板尾の諸

君が、私たちだけではなくこれは福井、石川その

他の業界全体の意見でございますが、といふので

私のところへ持つてきた織機買ひ上げの要求書に

かせいでいるわけですね。ところが、中小企業の

の、対米だけでいえば約半分のものを中小企業が

かせいでいるわけですね。ところが、中小企業の

は、七十万台だと申し上げておきましたが、無籍

ものを入れると七十七万台から八十万台近くにな

ると思います、そのうち三十五万台ぐらいは買

いりたい、こう思います。

は、これは三年間の数字ですか、というようなこと

も言つております。しかし、そんなどではない

のだ。これはもうやらないと、ほかのものもみん

な一緒になつて、何もかもみんな一くるためにやら

なければならぬようになるおそれがあるので、

一つづつやつておくべきであるということを主張

しておりますから、これは予算確保のために万全

をしておきますから、これは予算確保のために万全

を期していきたいと思います。

もう一つ、通産省で私は産業立地という問題を

やつっているわけです。これは道路や、鉄道の複線電化とか、レールの交換とか、クレーンを大きく

するとか、いろいろの問題があります。これはコ

ストダウントのための政策を中心的にやるつもりで

ございますが、そういうものだけではなく、やは

り都市に過度集中をしておつて、これから公害防

止施設に投資をするといふと、どうしてもコスト

アップにつながつてコストダウンにつながらない

といふ企業は、産業立地の政策を進めることに

よつて分散しよう、こういふものを見い切つて来

年年度はやらないと、これは総生産が上がりつもりで

ございますが、そういうものだけではなく、やは

り都市に過度集中をしておつて、これから公害防

止施設に投資をするといふと、どうしてもコスト

人たちは手持ちのドルというものがないわけですね。だから、円が上がるときドルが下がるということがわかつておつても、売るドルを持っていないわけです。そのために、大企業のようなことにはならなかつたわけですね。しかし、これだけやはり日本の外貨獲得には大いに貢献しておるのですから、これだけの仕事をやつておるのですから、だから、政府当局としても、このドル・ショックについて、中小企業の困難については私はよほど責任を感じてもらわなければいかぬと思うのですね。だから、特に中小企業のドル・ショックに対する対策などは三兆円、四兆円近く債権もございます。

○國務大臣(田中角栄君) でござりますから、もう八月十五日以降やっているのは、中小企業対策だけをやつておるわけですね。これはもう、大企業対策などは三兆円、四兆円近く債権もございますが、これに対する変動相場制の為替差損に対して何かやつてくれと。そのうち何かやらなければならぬと思うが、いまは中小企業だということで、中小企業対策に専念をいたしておるわけでござります。

○須藤五郎君 私は午前中質問ができなかつたわけですが、要するに、いわゆる無登録の織機の問題でも、大体日本の無登録織機が占める比重といふものは非常に大きいと思うのですね。だからやはりそういう点でも、無登録織機でも政府が買上げるという方針を積極的に進めることは、私は正しいと思っております。おそらく田中通産大臣もそういうことを考えていらっしゃるだらうと私は思いますから、この点はもう時間もありません。あまり私は質問する時間がないのですが、積極的に大いにやろうと言つてほしいうことを申し添えて、それで次の質問に入りますが、この法案の信用補完制度の問題、特に小春細業者について、私は質問をいたしたいと思うのです。この法律をつくる、制度を拡充する目的は、

困つておる中小業者金融の道を開くためである。政府はもとより、信用保証協会や金融機関は、小業者のためにできる限り資金を貸し付けるようにつとめるべきであると思ひます。通産大臣、どういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○國務大臣(田中角栄君) それはもう中小企業で一番重要なのは、下請の代金が円滑に払われる事、それから債権は必ず確保されること、もう一つは、つなぎ資金が円満に供給されること、この三つが一番大きな問題でありますから、中小企業がつなぎ資金を得るために、また、ある時間がかせぎをしたり、いろいろな短い間に合理化を行なつたりする場合でも、金融という問題は、これは非常に中小企業や下請は、特に質よりも量だと思います。

○須藤五郎君 そこで、通産大臣がそういう気持ちを持つていらつしやつても、実際そのとおりのことは非常に重要なことだと、このように思つております。いつないと、これが問題だと思うのですよ。信用補完制度を改善して、困つておる中小企業者にお金が流れいくようにして、その出口のところ、出ロは信用保証協会ですね、ここががんばつておつて、水道のじやロのせんを締めておるため、思うようにそれが行なわれていないという事実があるわけですね。いわゆる信用保証協会のところでは選別強化が行なわれて、金融の道を非常に狭めておる、そういう事例が幾つも起こつておるわけですね。これではせつかくの制度が生かされないと、こういうふうに私は思いますが、大臣はどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか、そういう例がたくさんあるわけです。

○國務大臣(田中角栄君) それは制度が効率的、合理的に運用せられることが望ましいということを合せています。実際問題としていろいろあることでござります。実際問題としているあることは、私は承知いたしております。実際にあるので、特別小口を借りる場合は、二つ省令にあります。これは大臣も御存じでしょうが、一つは、事業税を納めておると、受け取りを持つてこい、それだけ完備しているものがとと言うと、やはり理由があります。その理由があなたにそのまま答弁になります。その理由があなたにそのまま答弁になります。それは、この法律どおり自動的にいきます。ところが、百口のワクのところへ三百口の申し込みがあると思いますが、やはり百口貸せられるところに九十五口しか申し込みがないと、いう場合には、この法律どおり自動的にいきます。ところが、百口のワクのところへ三百口の申し込みがあるということになりまして、中には、もう何回も何回も貸した人もある、中には当然初めての人もあります。その結果、百口のワクのところへ三百口の申し込みがあるということになりますと、順位を付してずっと整理をしてまいりますと、もうあなたのところへは、これ以上は貸しても返らないようですね、やはり返すと、これは交付金じゃないので、補助金ではないので、あくまでも金融であるといふことで、そのたてまえ上からいうと、確実に返すといふことですと、これは交付金じゃないので、補助金ではないので、あくまでも金融であるといふことですと、法律で、そういう場合には、三回も四回も貸したならば、五回目に貸せる者を優先

ころを調整するのでワクをつくる、それから、必要なところへ必要なときに、必要な量だけいくよに、やはり必要度に応じたウエートをちゃんとつけてもらいたいということを、うまく行政指導しているはずでございます。窓口はうまくやつておるはずですが、なかなか、中には御指摘のようないものがないわけではありません。それは、君には実績がないじゃないかと。しかし、実績があるといって今度借りる番になっている人は、こんなものを借りなくたって、普通の銀行から借りられる人じゃないか、自分にこそ貸せると、こういうふうに具体的に運用されることを期待いたします。

○須藤五郎君 御参考までに申し上げるわけですが、神戸のケミカルシーリーズの産地ですね、ここで自治体が融資のワクを広げても、信用保証協会がそれを縮めつけるわけです。そうして、こう言ふんですね、返済できる見込みのないところは貸さぬ。こういう態度をとつておるし、それから特別小口のところは無担保、無保証で借りるということにきまつておるわけですね。それにもかかわらず、保証人をつけないと貸さぬと、こういうことを言うわけです。実際にそういう事例がたくさんあるわけです。言い分があるつているのです。保証人もつけられない商売人には金は貸せぬと、こういうことで窓口でほんとはねてしまう。これは私はずいぶんおかしいことで、こういうことはあつてはならないことだと思いますよ。それから愛知県の一宮市でも、特別小口に保証人をつけないと貸さないと、いう事例が、たくさん報告されておるのです。

○國務大臣(田中角栄君) この制度の精神がなければ、貸せませんという例を幾つか知つております。せん。公平でなければならぬ、これは当然のことでございます。が、しかし、あくまで金融であるといふが、大体、このようなことが何で起るのか、どうに理由があるのか、どういう理由か、そうして、このような事例につきまして、政府はどういうふうに処置をされようと/orするのか、その点を伺つておきたい。

○國務大臣(田中角栄君) この制度の精神がなければ、貸せませんという例を幾つか知つております。せん。公平でなければならぬ、これは当然のことでございます。が、そこに問題がある。私も、中小三機関の中では保証人をつけなければ貸せませんといつておるわけですね。それは、公平でなければならぬ、これは当然のことでございます。が、しかし、あくまで金融であるといふが、大体、このような事が何で起るのか、どうに理由があるのか、どういう理由か、そうして、このような事例につきまして、政府はどういうふうに処置をされようと/oするのか、その点を伺つておきたい。

○國務大臣(田中角栄君) この制度の精神がなければ貸せませんといつておるわけですね。これは明らかに私は省令違反であると、こういうふうに思うのですが、大体、このようなことが何で起るのか、どうに理由があるのか、どういう理由か、そうして、このような事例につきまして、政府はどういうふうに処置をされようと/oするのか、その点を伺つておきたい。

兵庫県西宮市では、事業税の納付書を出さないと住民税の納付書では貸さぬと、こういうことを言つて断わられた事例があるわけです。これは無担保、無保証制度の否定だと私は思うのですね。大臣の考えでは、ないとおっしゃるけれども、事実はこういうことがたくさんやられておる。實際には無保証、無担保でやつてないという事例がたくさん出てくるわけですね。これは明らかに私はとつてもらいたいということを、うまくやつておるはずでございます。窓口はうまくやつておるはずですが、なかなか、中には御指摘のようないものがないわけではありません。それは、君には実績がないじゃないかと。しかし、実績があるといつて今度借りる番になっている人は、こんなものを借りなくたって、普通の銀行から借りられる人じゃないか、自分にこそ貸せると、こういうふうに具体的に運用されることを期待いたします。

しないといふようになつておれば別ですが、やつぱりそうでない。私は金融機関の窓口として、国損を来たさないよう、やつぱり必要なものをお要求するということはひとつやむを得ないのです。

ですから、原資が無制限にあると、さあいつしゃいということになるのですが、どうもそうでなく、原資が十億のところへ五十億の借り入れ申し込みがあると、やはり確実なから順繕りになつてきて、そしてもうこれは全然あぶないといふ者に對しては、必要以上といふか、法律で求められた上に、金融機関の配慮として担保を要求し、人の保証を要求するということを聞いてみますと、これは国民の金なんだから、それもしょがないな、ということにならざるを得ないわけございまして、そこをあまり言うと、では、それは予算で交付金としていただきたい、こういうことにもなるのであって、やはり金融ベースにはおのずから限界があるということをあなたが納得するようなお答えでありますか、これは、とにかくそれ以外には制度上ないわけでございます。

○須藤五郎君 そうするとね、この省令自体に偽りがあるということになりますよ。そこには、これだけのワクしかありません、このワク内ならば

こういうことをやりますとか、そんなことは何も書いてないのであります。それから、借りに行く人が、

あなたのおっしゃったように何回も借りに行く人とも限らぬわけです。あなたの言うことを聞いて

いると、何でもっと金融のワクを広げぬか、政府の責任じゃないか、こういうことになるわけです。

○須藤五郎君 そのワクがあつても、こういう法律があつてあるいは住民税の受け取りを持っていけば貸してもらえるものとしていくわけです。ところが、それでいかぬとなれば、これはあなた、政府のほうがあうそ言つてることになるじやありませんか。そうじやないです。

○須藤五郎君 田中角栄君、これはですね、申し込

む権利を有する、また、借りることの権利を有するということであつて、それは住民であること申込

證明する証明書をよこせと。これは所定の用紙で付すれば必ず交付しますというものではないで

す。これは、これだけの法律に基づいて資金を用意してございます、それでこの条件に当てはまる

者はお申し込みください、申し込んだなら、国損を来たさないよう選別をいたしますというの

で、これは無制限ではないのであって、やはり予算でもつときめられた範囲内しか、中小企業金融公庫でも、三機関でも何でも、貸せられないのですから、それは選別して、やつぱり順位があるの

で、これは百人あって百一人目は来年度のワクに

とじやないですよ。だつて、選別するという、それを法律に書いてありますか。どこに書いてあるのです、法律のどこに、選別すると。

○須藤五郎君 田中角栄君、その点あなたもちょっと……。これは須藤さんね、学校のあれで、高等

学校の卒業生は大学に入学する資格があるといふだけであつて、大学は入学の定員外は採るわけは

いかないのであって、これは精神はわかりますけれども、それでもね、無制限に、申し込み者は全部貸せると

いうことを言つても、それはちょっと無理だと思

う。

○須藤五郎君 大臣ね、せっぱ詰まつて、倒産す

るぎりぎりで何とかこの金で生き延びたいとい

う、そのような切実な気持ちを持つて金を借りに

行くのと、大学の入学試験と同じように考えるな

ん。おかしい。あなたの頭のほうがよっぽどおか

しい。そんなことは実力者の言うことじやないで

すよ。それでは、このようなことの起きないよう

に、政府は一体、どういうふうな対策を講ずるお

つもりですか。どのような実効ある措置を考えて

○國務大臣(田中角栄君) これはですね、申し込

む権利を有する、また、借りることの権利を有す

るということであつて、それは住民であること申込

證明する証明書をよこせと。これは所定の用紙で

付すれば必ず交付しますというものではないで

す。これは、これから手数料を払えば、印紙を貼

○国務大臣(田中角栄君) ドル・ショックやその後起こった状態、また、これから起ころり得る問題に対する特別な施策をとらなければならぬことは、そういうものだけをやつておつて、一般の中小企業対策、零細企業対策といふものは積極的にやらなければなりません。しかし、そうかといって、それも私がその例を申し上げておりますのは、今までニクソン・ショックだけではなく、また変動為替相場制だけではなく、日米の織維政府間交渉だけでなく、必然的に、戦後四分の一世紀をここらで洗い直さなければならないようなときを迎えておる。ですから同時に、鉄鋼でも、それから肥料でもペルブでも、織維でも石油化学でも、すべてが半分設備が休まなければならぬようになっておる。特に、織維などは半減しなければならないようになつておる。残る機械でさえも、西欧に比べると全部スクランプ化されなければならないような状態である。現にそうだ、ということを述べておるような状態でございまして、そういう意味では近視眼的ではなく、非常に広範な立場で中小企業といふものの、日本の産業の実態といふものを把握をして、中小零細企業対策には適切なる施策を必要とする、こういうことでございます。

○須藤五郎君 最後に、あのね、田中さん、私は先ほど日本の外貨獲得の比率ですね、中小企業の占める比率をお尋ねしたのはそこにあると思うんです。日本の外貨の半分は中小企業がかせいだものですよ。營々とかせいで、そうしてためたのが日本の外貨の半分ですよ。それが今度のドル・ショックで、大企業はそれを円にかえるとかなんとかすることで難をのがれることができたが、中小企業はそれができなかつたんです。まるまる、まる裸にされたと言つて私はいいと思うんです。ドル・ショックをまともに受けたのは中小企業なんです。その中小企業のことを、大企業のことばかり考へないで、もつと考へなさいというのが、私の言うことなんです。大企業はほつとしてもらやんとやつていきますよ。中小企業こそ、私は政府

が手厚い手当てをしなければならないものと思うんです。しかも、日本の企業の大半は中小企業が占めているんですから、だから、そこを通産大臣として特に考えていくべきじゃないかというのが思ひますから。賛成なら賛成と言つてください。そ

○国務大臣(田中角栄君) 賛成であります。賛成でありますから、このようないちじうの中小企业の法律をつくつて、第一に御審議を願つておるわけであります。○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大森久司君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。

○委員長(大森久司君) それでは、これより採決に入ります。

○委員長(大森久司君) 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 全会一致と認めます。

○委員長(大森久司君) よって、本件は、全会一致と存じます。竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中角栄君) 政府は、決議の趣旨の実現に對して最善の努力をいたしたいと存じます。

○委員長(大森久司君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午時五時三十分散会

○竹田現照君 私は、ただいま可決されました国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案に対し、自由民主党案文を朗読いたします。

○委員長(大森久司君) 日本社会党、公明党、民社党、四党共同の附帯決議案を提出いたします。

○委員長(大森久司君) 政府は、本法の施行にあたり、次の諸事項の

実現につき努力すべきである。

一、本法の対象となる中小企業者であつて、事業の転廻を行なうものの特定の設備に対する買上げ措置を速やかに講ずること。

二、官公需についての中小企業者の受注機会が確保されるよう更に配慮すること。

三、中小企業の従事者であつて、離職を余儀なくされた者に対する再就職対策について万全を期すること。

以上でございます。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

右決議する。

○委員長(大森久司君) ただいま竹田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

以上でございます。

○委員長(大森久司君) 全員一致と認めます。

○委員長(大森久司君) よって、竹田君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中通商産業大臣から

発言を求められておりますので、この際、これを許します。田中通商産業大臣。

○国務大臣(田中角栄君) 政府は、決議の趣旨の実現に對して最善の努力をいたしたいと存じます。

○委員長(大森久司君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午時五時三十分散会

第三号 昭和四十六年十月十六日受理  
日本両国政府間織維協定反対に関する請願(十九号)

請願者 埼玉県大宮市北袋一ノ一六 中沢通雅外十八名

紹介議員 矢野登君

現在、米合衆国政府から日本政府に提案されてゐる「織維品(毛製品、化合織)の日米両国政府間協定」に関し、日本国政府は一千九百六十九年五月九日衆議院本会議で満場一致可決された「米国の織維品輸入制限に関する決議」並びに同年四月四日衆議院商工委員会及び同年四月十五日の參議院商工委員会で決議された「米国の織維製品輸入制限阻止に関する決議」を日本国政府の基本方針として最後まで遵守し、かつこの決議の主旨にのつとり、織維品の日米両国間協定の締結をいつきい拒否されたい。

一、今回、米国が日本に強要しようとしている織維品貿易の日米政府間協定は、自由貿易主義を基調とするガット体制に明らかに違反する行為である。

(第三号)第八〇号(第一四三号)第一三四四

が、日米関係の円滑な運営のため、本年七月一日から対米輸出の自主規制を実施しており、日本政府間協定の必要は毛頭ない。

三、さらに米国は本年八月から輸入課徴金を実施しており、とりわけ自主規制を行なつてある。日本の織維産業は現在死活の脅威にさらされているので、対米織維輸出の規制を強める政府間協定は、日本の織維産業に破壊的打撃をあたえることになる。

四、このような措置は日本全体の国益をそこない、とりわけ織維労働者とその関係者九百万人の生活をおびやかし、他産業にも波及し日本経済は大打撃をうけることになる。

五、米国のこのような措置を万一日本政府が認めるとならば、他国からの日本に対する不信感を高め自衛措置を余儀なくさせ、かつ世界貿易の縮小をもたらし、国際協調をそこなうことになる。

六、以上のとおり、米国の提案は理不尽かつ不当なものであり、日本政府がガットの精神にのつとり国民世論を背景に米国政府に対して今回の提案を断念させるため、もてる総力を結集して最善を尽くすよう強く要望する。

第八〇号 昭和四十六年十月十八日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願  
請願者 新潟県見附市葛巻二ノ三ノ一八  
紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四三号 昭和四十六年十月十九日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願  
請願者 京都府宇治市宇治琵琶一六 池田  
紹介議員 林 虎 雄君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四五号 昭和四十六年十月十九日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(六通)  
請願者 東京都豊島区巣鴨四ノ二一ノ一六  
田代宏臣外五名  
紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一八六号 昭和四十六年十月十九日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(五通)  
請願者 京都市下京区和氣町一四 森川幸  
信外四名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二八号 昭和四十六年十月二十一日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(二千九十七通)  
請願者 横浜市金沢区長浜三〇 田中伸二  
外二千百九十六名  
紹介議員 藤井 恒男君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二四号 昭和四十六年十月二十一日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(六通)  
請願者 東京都杉並区清水二ノ一〇ノ一九  
福岡照雄外五名  
紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四九三号 昭和四十六年十月二十五日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(六通)  
請願者 京都府宇治市五ヶ庄雲雀島五 川  
谷英俊外五名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三三号 昭和四六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(二十一通)  
請願者 東京都豊島区千早町一ノ一八 酒  
井孝之外十九名  
紹介議員 木島 義夫君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二六号 昭和四六年十月二十一日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(十八  
通)  
請願者 東京都北葛飾郡三郷町大字寄巻九  
六九 台幸子外二十五名  
紹介議員 栗林 卓司君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一五四号 昭和四十六年十月十九日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(四百  
六十五通)  
請願者 東京都足立区栗原町一、〇九〇  
紹介議員 柴田利右エ門君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三二七号 昭和四六年十月二十一日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(二十  
五通)  
請願者 埼玉県越谷市中町九ノ二四 粟原  
幸夫外十九名  
紹介議員 松下 正寿君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三五号 昭和四六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(千七  
十五通)  
請願者 東京都世田谷区深沢七ノ二ノ一八  
岡田仁外千七十四名  
紹介議員 高山 恒雄君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三六号 昭和四六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(二十一  
三通)  
請願者 東京都江戸川区西瑞江四ノ一四東  
洋衣料株式会社内 阿部朝子外二  
十二名  
紹介議員 中村 利次君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三七号 昭和四六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(十九  
通)  
請願者 東京都江戸川区西瑞江四ノ一四  
松本せき美外十八名  
紹介議員 中村 正雄君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三八号 昭和四六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願(一百  
九十八通)  
請願者 東京都杉並区成田東四ノ一〇  
萩原幽香子君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六三九号 昭和四十六年十月二十七日受理  
日米両国政府間織維協定反対に関する請願（四百四通）

請願者 東京都足立区西新井三ノ一六第三  
公住 半田邦子外四百三名  
紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四〇号 昭和四十六年十月二十七日受理

日米両国政府間織維協定反対に関する請願（三十通）

請願者 東京都小平市小川東町一、八二〇  
紹介議員 村尾 重雄君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第六四二号 昭和四十六年十月十六日受理

輸出産業を主とする中小企業の救済措置に関する請願  
請願者 岡山市内山下岡山県議會議長 同  
紹介議員 小枝 一雄君  
輸出産業を主とする中小企業経営は、米政府の輸出課徴金の実施、政府の円の変動相場制の採用、世界的な為替市場の混乱等により困難に直面しているので、これを救済するため政府資金の緊急融資、特別補助金の支出等適切な措置を緊急に講ぜられたい。

第六四三号 昭和四十六年十月十八日受理

国際通貨危機に伴う中小企業救済対策に関する請願  
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛  
紹介議員 堀本 宜美君  
輸入課徴金問題の早期解決及び固定相場制の確立

を図るとともに、中小企業に対する金融、税制、企業構造の改善等、これが総合施策と抜本的助成措置をすみやかに講ずるよう強く要望する。

米国のドル防衛措置による国際通貨不安は日増しに高まり、製品の大部分を対米輸出に依存している織維、雑貨はもちろん、機械、造船、海運、製紙等の本県地産業界においては、いまだかつて例をみない苦境に立たされ、その受け影響はまことにかり知らないものがある。

企業に対する法人税を大幅に減税すること。  
三、輸出依存度の高い主要産地のみの対策に偏り、小企業に対する法人税を大幅に減税すること。

四、総合的景気浮揚策を確立し、所得税および中成措置を準用すること。

第一四八号 昭和四十六年十月十九日受理  
福井県大飯原子力発電所の建設工事中止に関する請願  
請願者 福井県大飯郡大飯町本郷 永谷力  
紹介議員 弥 辻 一彦君

現在福井県の大島半島に進められている原子力発電所の建設工事は、若狭湾一帯の環境を破壊しており、放射能の人体や漁業への影響等が憂慮されているので、少なくとも安全性の問題について関係地域住民が十分納得し得るまで、原子力発電所の建設工事を中止するよう関係行政官庁に対して関係されたい。（説明書添付）

第六二二号 昭和四十六年十月二十日受理

中小企業対策に関する請願  
請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一滋賀  
紹介議員 河本嘉久蔵君

米国の輸入課徴金制度および円の変動相場制への移行による一連の政策から、中小企業は、今後の推移いかんによつては倒産を引き起こすおそれがあるので、中企業を救済し、経済の安定を図るために、左記事項の実現を期したい。

第一項の二中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 この法律において「輸出代金貸付契約」とは、輸出契約に基づく輸出貨物（第五条の「第二項」の政令で定める貨物に限る。）の代金若しくは賃料又は技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価の支払にあてられる資金を外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）が、外国法人又は輸出代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

第三条第八号中「外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）」を「外国政府等」に改める。

第五条の二第一項中「輸出貨物について生じた損失を除く。又は」を「（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）」に改め、「対価を回収することができないことにより受ける損失」の下に「又は輸出代金貸付者が輸出代金貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合に次の各号の一に該当する事由によって当該貸付金を回収することができないことにより受ける損失」を加え、同項第二号中「仕向国」を「外国」に改め、同項第三号及び第四号中「又は技術提供契約」に改め、「技術提供契約又は輸出代金貸付契約」に改め、同項第五号中「又は技術提供契約」を「、技術提供契約又は輸出代金貸付契約」に、「又は技術提供者」を「、技術提供者又は輸出代金貸付者」に改める。

第五条の二第一項中「又は技術提供契約」を「、技術提供契約」に改め、「提供の対価」の下に「又は輸出代金貸付契約に基づく貸付金」を加え、「又は対価の決済」を「若しくは対価の決済」に改め、「ににおいて決済」の下に「又は償還」を加え、「又は対価の部分」を「若しくは対価又は貸付金の部分」に改める。

第五条の四中「又は技術提供者が決済期」を「若しくは技術提供者又は輸出代金貸付者がそれぞれ

決済期限又は償還期限」に、「決済期後」を「

決済期限又は償還期限後」に、「又は対価」を「若

しくは対価又は貸付金」に改め、同条第二号中「決済期」を「決済期限又は償還期限」に改める。

第五条の五中「又は技術提供者」を「、技術提

供者又は輸出代金貸付者」に、「又は当該技術提

外国人に貸し付ける契約であつて、政令で定める事項について定めがあるものをいう。

8 この法律において「輸出代金貸付者」とは、輸出代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し付けるものをいう。

第三条第八号中「外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）」を「外国政府等」に改める。

第五条の二第一項中「輸出貨物について生じた損失を除く。又は」を「（仕向国における戦争、革命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以外の輸出貨物について生じた損失を除く。）」に改め、「対価を回収することができないことにより受ける損失」の下に「又は輸出代金貸付者が輸出代金貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合に次の各号の一に該当する事由によって当該貸付金を回収することができないことにより受ける損失」を加え、同項第二号中「仕向国」を「外国」に改め、同項第三号及び第四号中「又は技術提供契約」に改め、「技術提供契約又は輸出代金貸付契約」に改め、同項第五号中「又は技術提供契約」を「、技術提供契約又は輸出代金貸付契約」に、「又は技術提供者」を「、技術提供者又は輸出代金貸付者」に改める。

第五条の二第一項中「又は技術提供契約」を「、技術提供契約」に改め、「提供の対価」の下に「又は輸出代金貸付契約に基づく貸付金」を加え、「又は対価の決済」を「若しくは対価の決済」に改め、「ににおいて決済」の下に「又は償還」を加え、「又は対価の部分」を「若しくは対価又は貸付金の部分」に改める。

第五条の四中「又は技術提供者が決済期」を「若しくは技術提供者又は輸出代金貸付者がそれぞれ決済期限又は償還期限」に、「決済期後」を「

決済期限又は償還期限後」に、「又は対価」を「若しくは対価又は貸付金」に改め、同条第二号中「決済期」を「決済期限又は償還期限」に改める。

第五条の五中「又は技術提供者」を「、技術提

供者又は輸出代金貸付者」に、「又は当該技術提



一、漁業生産力を早期に解決するとともに、水産業振興対策について強力な援助措置を講ずること。

三、未配分の農業用水及び都市用水の配分については、本県を優先的に配慮すること。

四、湖岸堤の建設にあたつては、観光道路にも利用できるよう配慮するとともに、文化財及び自然景観の保全に万全を期すること。

五、周辺地域の干湿害に対する措置を完全に実施する」と。

六、農業用施設並びに漁港舟だまり等の補償工事を完全に実施すること。

一段の援助を行なうこと。

十一月三日本委員会に左の案件を付託された。

子備審査のための付託は十一月十一日

国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企

**業に対する臨時措置に関する法律案**  
**国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する監督監査に関する法律案**

**(目的)** 第一条 この法律は、アメリカ合衆国における輸

入課徴金の賦課等の国際経済上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じて いる輸出取引に関連のある中小企業者に対し、経営の安定を図るための措置を講ずるとともに、あわせて事業の転換に際しこれを円滑にするための措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

(認定)

三 条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一 その業種の事業活動が全国的に輸出取引に密接な関連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課、本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる国際経済上の調整措置(以下この条において単に「調整措置」という。)により、当該業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所

管する大臣（以下「主務大臣」と総称する。）が指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企

業者であること。

大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。

イ 当該業種の事業活動の一部が特定の地域に集中して行なわれており、かつ、その地域における当該業種の事業活動が輸出取引

に密接な関連を有すると認められること。  
口 調整措置により、その地域内において当該業種に属する事業を行なう事業者の事業

の目的物たる物品若しくはこれを使用した  
物品の輸出が減少し、又は減少する見通し  
があるため、その地域内において当該業種

に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、開墾階層にて、その者の事業の目的に

一 言葉指標よりその者の事業の目的物  
たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出  
が減少し、又は減少する見通しがあるため、  
その事業活動に支障を及ぼすおそれがある。

主務大臣は、前項第一号の規定による指定をするものであること。

中小企業近代化資金等助成法による貸付金の  
償還するときは、当該地域を管轄する都道  
府県知事の意見をきかなければならない。

償還期間の延長)

項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前  
案第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認  
定中小企業者」という。）が主務省令で定める日  
前に貸付けを受けたもの（同法第三条第一項第

一(号の貸与機関が同日前に、認定中小企業者に對しその事業の用に供する設備を譲り渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡又は貸付けに充てるため貸付けを受けたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を二年をこえない範囲内において延長することができる。

(中小企業信用保険法による輸出中小企業関連保証の特例)

第五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者(第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものを含む。)が経営の安定を図るのに必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金に係るもの)をいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律第五条第一項に規定する輸出中小企業関連保証(以下「輸出中小企業関連保証」という。)に係る保険関係の保険額の合計額とその他の他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれ

あるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、

「当該債務者」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、

同法第三条の三第一項中「保険額の合計額が」とあるのは「輸出中小企業関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれと、同

条第二項中「当該保証をした」とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」

とあるのは「輸出中小企業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

2 普通保険の保険関係であつて、輸出中小企業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第一項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（無担保保険及び特別小口保険については、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 ものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(転換計画の認定)  
第六条 認定中小企業者であつて、当該認定に係る事業の転換を行なうとするものは、当該事業の転換に関する計画をその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。  
2 前項に規定するものほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定めること。

(資金の確保)

第七条 国は、認定中小企業者が前条第一項の認定を受けた計画(以下「認定転換計画」という。)に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金の

確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(課税の特例)

第八条 認定中小企業者が当該認定に係る事業の用に供している減価償却資産を認定転換計画に従つて廃棄又は譲渡をするときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該認定中小企業者に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(就職のあつせん等)

第九条 国は、認定中小企業者が行なう事業に從事していた者について、職業訓練の実施、就職のあつせん、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の規定による中高年齢失業者等求職手帳の有効期間の延長を行なうことその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の微収)

第十一条 都道府県知事は、認定中小企業者に対し、認定転換計画の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)  
第十二条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(主務省令)  
第十三条 この法律において、主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(罰則)  
第十四条 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までに成立している第五条の規定による保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(経過措置等)

3 認定中小企業者が昭和四十六年十月一日以後その認定を受けた日までの間に、経営の安定を図るために必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合は、その債務の保証を輸出中小企業関連保証とみなして、第五条の規定を適用する。

4 この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後においては、第五条第一項中「認定中小企業者(第二条第六号に掲げる者であつて、その構成員の三分の一以上が認定中小企業者であるものを含む。)が経営の安定を図るために必要な資金又は認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金」とあるのは「認定中小企業者が次条第一項の認定を受けた計画に従つて事業の転換を行なうのに必要な資金」と読み替えるものとする。ただし、同日前に成立している第五条の規定による保険関係については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

5 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び第七号の五」を「第七号の五及び第七号の六」に改める。  
号の五及び第七号の六」と。  
と。

第七号の五及び第七号の六に改める。

四十六年法律第 号の施行に関するこ

第六十六回国会閉会後商工委員会會議録第一号  
中正誤

一〇	段行	誤	正
一	三	ならぬよう	ならぬよ
二	からせ	鉱区	坑口
四	ヶ	こと	ことで
一	七	なつた。	なつた、
二	六	協会	業界

昭和四十六年十一月二十日印刷

昭和四十六年十一月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局